

国際協力事業団

ヴェトナム国計画投資省

ヴェトナム国
市場経済化支援開発政策調査
調査報告書

(要約版)

平成8年6月

JICA LIBRARY



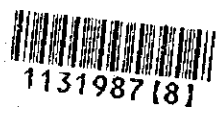
J 1131987(8)

株式会社 大 和 総 研
財団法人 日 本 経 済 研 究 所
株式会社 バシフィックコンサルタンツインターナショナル

社調一

S C

96-72



1131987(8)

国際協力事業団

ヴェトナム国計画投資省

ヴェトナム国
市場経済化支援開発政策調査
調査報告書

(要約版)

平成8年6月

株式会社 大和総研
財団法人 日本経済研究所
株式会社 パシフィックコンサルタンツインターナショナル

換算レート

1996年3月

11,000 VND / USD 1.00

102.88 円 / USD 1.00

序 文

日本国政府はヴィエトナム社会主義共和国政府の要請に基づき、同国の市場経済化支援開発政策に係る開発調査を行うことを決定し、国際協力事業団がこの調査を実施いたしました。

当事業団は、平成7年12月から平成8年3月まで、2回にわたり、株式会社大和総研の市場経済化主任コンサルタント、関屋宏彦氏を団長とし、同社、財団法人日本経済研究所及び株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナルから構成される調査団を現地に派遣しました。

調査団は、ヴィエトナム政府関係者と協議を行うとともに現地調査を実施し、帰国後の国内作業を経て、ここに報告書完成の運びとなりました。

この報告書が、市場経済メカニズムの円滑な導入によって同国の社会経済開発の推進に寄与するとともに、両国の友好・親善の一層の発展に役立つことを願うものです。

終りに、調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成8年6月

国際協力事業団

総裁 藤田 公郎

伝達状

国際協力事業団
総裁 藤田公郎 殿

今般、ヴィエトナム社会主義共和国における「ヴィエトナム国市場経済化支援開発政策調査」が終了致しましたので、ここに最終報告書を提出いたします。

本調査は、貴事業団との契約に基づき、弊社、(財)日本経済研究所および(株)パシフィックコンサルタンツインターナショナルによる共同企業体が、平成7年12月7日より平成8年6月9日までの約5ヶ月にわたり実施して参りました。今回の調査に際しましては、ヴィエトナム社会主義共和国の現状を十分に踏まえ、同国の市場経済化支援に関しマクロ経済、財政・金融政策、産業政策および農業・農村開発の四分野を包含する開発政策調査を実施致しました。

なお、同期間中、貴事業団を始め、外務省関係者には多大のご理解ならびにご協力を賜り、御礼申し上げます。また、ヴィエトナム社会主義共和国における現地調査期間中は、計画投資省、在ヴィエトナム日本大使館の貴重なご助言とご協力を賜ったことも付け加えさせていただきます。

貴事業団におかれましては、市場経済メカニズムの導入による同国の社会経済開発の推進に向けて本報告書を多いに活用されることを切望致す次第です。

平成8年6月

ヴィエトナム国市場経済化支援
開発政策調査
業務主任 関屋宏彦
(株)大和総研, 主任コンサルタント)

略 語

AFTA	アセアン自由貿易圏
APEC	アジア太平洋経済協力閣僚会議
ASEAN	東南アジア諸国連合
BIDV	ヴィエトナム投資開発銀行
CMEA	経済相互援助会議 (コメコン)
CPI	消費者物価指数
DOSTE	科学技術環境局
EIA	環境影響評価
FDI	海外直接投資
GSO	統計総局
ICOR	限界資本係数
IMF	国際通貨基金
ILO	国際労働機関
MOF	財政省
MOSTE	科学技術環境省
MPI	計画投資省
MPS	物的生産方式
ODA	政府開発援助
RCA	顕示比較優位指数
SMEs	中小企業
SNA	国民経済計算
UN	国際連合
VAT	付加価値税
WTO	世界貿易機関

目 次

序 文
伝達状
略 語

1. 序 論

1-1 調査の背景.....	1
1-2 調査の概要.....	1
1-3 調査の視点.....	2

2. 結 論

2-1 マクロ経済.....	3
2-2 財政・金融政策.....	4
2-3 産業政策.....	5
2-4 農業・農村開発.....	6

3. マクロ経済

3-1 成長と安定.....	9
3-2 環境に特に配慮した社会経済の発展.....	22

4. 財政・金融政策

4-1 経済成長における財政金融政策の役割.....	28
4-2 公共投資と開発資金の流れ.....	32
4-3 民間投資と開発資金の流れ.....	38

5. 産業政策

5-1 ヴィエトナムの産業・貿易構造.....	48
5-2 ヴィエトナムの産業政策.....	50
5-3 資本集約型5業種の新規投資にかかわる問題点.....	52
5-4 海外直接投資推進のためのボトルネック.....	58
5-5 中小企業および農村工業の発展のための問題点.....	61
5-6 AFTA・APEC への加盟とヴィエトナムへの影響.....	63

6. 農業・農村開発

6-1 1980年代および90年代前半における農業部門の発展.....	65
6-2 米を中心とした農業生産増大の要因分析と今後の展望.....	66
6-3 農村金融の再構築.....	72
6-4 農民組織—特に農業合作社について.....	73

1. 序 論

本報告書は、ヴィエトナム社会主義共和国に係る市場経済化支援開発政策調査の最終報告書の要約版である。

1-1 調査の背景

ヴィエトナム経済は、1986年12月第6回共産党大会においてドイモイ（刷新）政策が採択されて以来、著しい成果をあげつつある。過去10年間、ヴィエトナム政府は「国家管理の下での市場メカニズム」のフレームワークの下で、成功裡に市場経済メカニズムの一層の導入に務めてきた。

就中、1991年6月の第7回共産党大会以降、1995年迄の5年間、ヴィエトナムは、社会経済の発展の歩みを加速させ、5ヶ年計画の目標値の多くを凌駕するに至っている。

しかしながら、ヴィエトナム経済は未だ移行途上にあり、今後、更に「工業化と近代化」を推進し、長期的持続的成長を新たな世界秩序および地域経済フレームのもとで達成するためには、多くの困難な課題を克服する必要がある。

ヴィエトナム政府は、折しも新たな社会経済開発計画(1996～2000年)の立案・検討を行っており、日本政府に対し開発計画の策定や市場経済化の推進面で協力要請が寄せられ、平成7年4月の日越首脳会議において、本件調査を日本のODAによる経済協力として実施することが正式に合意された。

1-2 調査の概要

(1) 調査の目的

本件調査は、ヴィエトナムの長期的持続的成長達成の一助とするように、1996～2000年の社会経済発展5ヶ年計画に係る主要な問題について、現在の経済状況と開発政策の分析を踏まえて、検討と提言を行おうとするものである。

(2) 調査の構成と範囲

本件調査は次の4分野を包含している。

- 1) マクロ経済
- 2) 財政・金融政策
- 3) 産業政策
- 4) 農業・農村開発

更に、個々の分野毎に、平成7年12月1日に締結された両国の研究グループ間の覚書きによって合意された主要問題に焦点を当てている。

(3) 調査の組織

調査の実施にあたっては、石川滋一橋大学名誉教授を委員長とする学識経験者による「JICA ヴィエトナム国市場経済化支援検討委員会」が組織され研究が進められるのと並行し、その指導と連携の下でコンサルタントグループによる本件「開発調査」が平成7年12月より着手された。

他方、ヴィエトナムと共同研究の形で調査を進めることが平成7年8月の両国の研究グループ間の覚書きで合意され、既述の4分野のヴィエトナム側のカウンターパートが組織され（ヴィエトナム側座長；計画投資省開発戦略研究所タイ副所長）、密接な協議の下で作業が進められた。

1-3 調査の視点

本件調査の視点は、主に先にまとめられた「JICA ヴィエトナム国別援助研究会報告書」の基本路線をベースとしている。具体的には、

- 1) ヴィエトナムは市場経済移行国であるとともに、市場経済機能が未発達な低所得の発展途上経済である。
- 2) 従って、我々はマクロ経済安定化および構造調整の視点に加えて、市場経済を志向する諸活動の育成を含む長期開発の視点を強調している。
- 3) 低所得発展途上経済における長期開発に関連して、財政金融改革とともに実物経済改革への揺るぎない取組みの重要性を強調している。一例をあげれば、農業の物的生産性向上は同国の長期的持続的成長を、対外債務へ過度に依存せずに達成する前提となるだけに、全人口の80%を占める農業の開発を極めて重視している。
- 4) 我々は、成長と安定、経済開発と社会開発（環境問題や所得格差問題等）の適切なバランスを長期的持続的成長を図る上で重視している。

2. 結 論

2-1 マクロ経済

- (1) 最近のヴェトナムのマクロ経済パフォーマンスは印象的なものである。これには、好環境とともに政府の適切な政策が寄与した。インフレ率の引き下げに大きく成功した要因は、財政赤字の削減とその中央銀行ファイナンスの取り止めに拠るところ大であろう。
- (2) 提案中の 5 ヶ年計画に適合的なデータを使った我々のシミュレーションによると、成長と安定のバランスを取るためには、高水準の投資効率の維持、国内貯蓄の引き上げ、直接投資の吸引、適切な貨幣供給政策、そして弾力的な財政政策が重要であると考えられる。
- (3) 外国為替政策は、計画案では内生的に仮定されているが、おおむね合理的である。想定のドンの引下げ率では、ヴェトナムの高インフレ率からみてまだ小さすぎると言う意見もある。しかし、政府はマネー・サプライ、価格の安定といったその他の要因も考慮しなければならない。
- (4) ヴィエトナムは市場経済への移行過程にあるが、その統計システムもまた移行過程にある（例えば、国民経済計算は MPS から SNA へ）。統計システムに残る多くの問題としては、時系列データが方法論の問題から連続して取れないこと、非国営部門や地下経済等カバレッジが不十分なこと、部門や商品の分類が不完全なこと等が挙げられる。国際基準に応じたシステムの改変がなされなければならない。
- (5) 長期的な観点から安定成長を維持するためには、ヴェトナムでも早い時期に環境問題に対処することが重要である。取り組みが早ければ早いほど、かかるコストも少なく済むであろう。
- (6) ヴィエトナムの貧困状況は、全国に蔓延しており、他のアジア諸国よりも深刻な問題である。貧困層の割合が高いのは、農村地域、少数民族、女性が世帯主の家庭である。近年の経済改革は、一方で多くの経済機会を提供しているが、他方、貧困層に対して逆の影響を与えているという兆候もある。効果的に貧困を緩和するためには、政策的に以下のことが重要である。1) 急速かつ便益が広範にわたる経済成長の必要性、2) 貧困層にターゲットを絞った貧困対策の必要性、3) 社会福祉計画、貧困層に対する社会セーフティネット提供の必要性。

2-2 財政・金融政策

- (1) ヴィエトナム政府が推進する経済の工業化・近代化には巨額の開発投資資金を必要とする。計画経済下の資本蓄積は物動計画により実施されていたが、市場経済メカニズムを導入した現在では公共投資と民間投資（国営企業による収益事業を含む）の二部門で資本形成が行われている。このうち、公共投資資金の確保は比較的順調と見込まれるが、民間投資及びその資金循環システムは順調に機能しているとは言いがたい。
- (2) 公共投資の主たる資金源である税収は順調に拡大し、GDP 比では既に 5 ヶ年計画の目標達成圏内にある。従って短期的な量的税収確保よりも、長期的な税収確保の観点から質的改革を行うことが重要となっている。課題としては、売上税を主因とする産業界に対する重い税負担が、投資による事業拡大意欲を削いだ点を改める必要がある。また AFTA メンバーとして関税を引き下げる必要もあり、新たな税源として物品税、所得税の整備が課題となろう。
- (3) 中央・地方の関係では、地方の歳入の増加がその歳出に結びつかない財政システムであるため、豊かな地方も貧しい地方も増収意欲を削がれており、得べかりし税収を上げられない状態にある。国と地方の間の財源配分ルールを明確にすることで、地方政府に財源確保のインセンティブを与えることが重要である。
- (4) 国際競争力のある産業育成には中長期資金が不可欠である。工場建設、機器購入のための設備資金需要のみならず、輸出、雇用への貢献で成長が期待される労働集約型製造業では長期運転資金の需要も大きい。外国投資企業にも為替リスク回避のため国内資金調達ニーズがある。しかしながら、国内信用残高の GDP 比率が示すように、商業銀行の金融仲介機能は極めて低水準にある。直接金融市場の整備も課題ではあるが、会計、監査制度、関連法制度の整備が緒についたばかりの段階であり、まずは間接金融の機能を拡充する必要がある。
- (5) 銀行預金は増加しているが、高金利を目当てとする一部の層からのものである。銀行も高金利での貸出先がないことから預金を受けたがらない状況にある。庶民の大半はインフレ不安、1990 年に起きた信用組合倒産などから金融機関を信用していない。庶民の銀行に対する信頼を回復するには、経済の安定のみならず銀行としての基本的なサービス改善が必要である。即時の預金口座開設、自由かつ即時の預金引き出し、顧客情報に関する守秘義務の徹底などがその例である。
- (6) 民間信用が増加しているが、短期貸付中心でしかも高金利である。産業育成に必要な中長期資金を供給できる機関が整備されていない。銀行の貸付スタンスは、

担保至上主義から借入先事業の収益性を検討しての融資判断に変える必要がある。特にリスクの高い中長期金融を行うためには、プロジェクト審査能力の函養が必要となる。こうした能力を全ての金融機関に求めることは非現実的であり、経済効果的でもないため、中長期金融専門機関の設立検討も一考である。

- (7) こうした国内資金の不足を補完しているのが外国資金である。契約ベースでの外国直接投資（FDI）総額はGDPと同水準にまで達しており、今後も拡大が見込まれる。ただし、FDIは本来コスト選好の強い不安定なものであり、国内改革が等閑に付されると逃避する危険があることに留意する必要がある。
- (8) またFDIに伴う外貨流入によるドン高が輸出競争力を阻害し、貿易赤字拡大につながる懸念されている。貿易相手国全体との貿易額に応じた加重平均で算出する実質実効レートでは対米ドル・レートほどには増価していない可能性が強い。また穏やかな切り上がりは特に輸出産業の合理化を促進し、国内滞留ドルのドンへの転換にも貢献するメリットもある。ただし、過度のドン高を防ぐドル買いオペレーション自体は妥当であるが、不胎化が必要となる。

2-3 産業政策

- (1) 現在のベトナムにおける産業構造の近代化（工業化）において最も有望な経路は、単純型および高度技術利用型双方の、労働集約産業の潜在能力を引き出すことにある。この提言はアジア諸国の経験、海外直接投資や高度技術が利用可能である現在の国際環境、海外投資家の認識、ベトナムにおける人的資源の強み等の各要因に基づくものである。
- (2) ベトナムにおいても、国内に重化学工業を必要とする経済発展段階に将来到達するであろうが、一つ一つのプロジェクトについて、その投資の時期と採算性について慎重に検討することが必要である。重化学工業は初期投資金額が巨大であるだけでなく、その製品は国際的な需給環境により価格が大きく変動する。場合によっては製造コスト割れで出荷せざるを得ない場合もあり、単位当たりの製造コストのほんの小さな違いが、収益の明暗を分ける産業である。ASEAN 諸国では、国家プロジェクトとして取り組んだ重化学工業プロジェクトが、苦戦を強いられているケースもある。
- (3) 海外直接投資は、ベトナムの工業化の鍵を握るものである。海外直接投資を継続的に誘致するには、海外投資家から、ベトナム政府の海外直接投資に対する政策が整合性があり信頼できるものである、と認識してもらうことが必要

である。このためには、海外直接投資についての整合性のある政策を確立し、簡素な投資手続きが行政機構の中で整備され、この事が国内外に広く知られることが必要である。海外直接投資は、資金導入のみにとどまらず、市場経済型企業経営手法の導入による生産性の向上により、国営企業改革に役立つものである。

- (4) 中小企業や農村工業は地域間のバランスの取れた経済発展のために重要な役割を果たすものであるが、現在のベトナムではこれらは経営上多くの困難に直面している。ベトナム政府にとってまず最初に行うべきことは、中小企業、農村工業が重要であるというコンセンサスを作り出すことである。そして、中小企業、農村工業の振興のための政策を打ち出し、これを実施するための政府機関を設置し、振興政策が有効に実施されるようにする。
- (5) ベトナムは、すでに加盟している AFTA や、APEC、最終的には WTO への参加による利益を最大限活用するべく努力が必要である。貿易および投資の規制緩和の時期、実行速度、品目・分野において、ベトナムはある程度の猶予が許されている。海外の政府および投資家が、現在のベトナムに最も求めているものは、国際的な貿易・投資の自由化の過程に、ベトナムが長期的に真剣に取り組んでいる姿勢を示すことである。

2-4 農業・農村開発

- (1) ベトナム農業は、それをとりまく政治的経済的条件の変化に伴い、種々の変遷を経ている。ドイ・モイ政策とこれに伴う変革の過程は、経済システムを計画経済から市場経済へと転換することを意図している。その結果、農民に、経済的インセンティブを与え、農業生産は増大した。事実、1991年から1995年の期間に、農業総生産は年率4.5%の割合で増加した。
- (2) 米（もみ換算）生産は、1990年の19.2百万トンから1995年には24百万トンへと増大した。こうした急速な増産は、大部分は作付面積の拡大と、収量の少ない冬期作から収量の多い春期作、秋期作への転換によって、また一部は、単位面積当たり収量の上昇によって達成された。こうした増産は、集約化の過程に伴う高収量品種の導入、施肥量の増加、より集約的な病虫害防除等が相俟ってもたらしたものである。また、何よりも、灌漑・排水への投資の寄与するところが大きい。これは、春期作、秋期作は、雨期外にあたるので、何らかの形での灌漑を必要としているからである。

以上の諸要因と同様に重要なのは、「刷新」がもたらした制度的要因である。しかしながら、この農家への経済的インセンティブは永続きしないのではないかという懸念がある。

- (3) 農業の多角化は、生産集約化と並んで、ヴィエトナム農業発展の戦略的方向である。これは今後、農用地への外延的拡大が極めて限られていることにもよる。事実、農業の多角化は、食料消費の変化と一部農産物の活発な輸出とに支えられて、農家及び国全体の両レベルで進んでいる。国全体のレベルでは、特定の作物、畜産物の集中的な生産地帯が形成されつつある。本報告書では4品目の輸出農産物—コーヒー、ゴム、茶、野菜—について、各々の輸出市場の展望と、輸出振興のために必要な方策を示している。
- (4) 「刷新」政策がとられて以来、旧来の農業協同組合や生産集団のうち、新しい条件に適応し、個別農家に各種サービスを行っているのはごく少数に止まっている。市場化経済における農業協同組合の役割と利点は、これに対する大きな期待にも拘わらず、まだ発揮されるにいたっていない。
- (5) 農村金融システムは1990年以來再編成され、効果的に再構築された。現行のシステムは、いくつかの金融機関が互いに補完しつつ、概して、良好に機能している。その結果、短期資金については、少なくとも比較的暮らし向きのよい農家について、その必要とする大部分を満たしている。
- (6) ヴィエトナム農業の将来に向けての持続的な発展は、農業の集約化と多角化、並びに経済的インセンティブの強化によって達成されるべきである。このためには、次のことが特に必要である。(a) 灌漑、排水、分散した農地の統合、農村道路、農村電化等の農業生産基盤の整備に重点をおいた農業への投資の増大、(b) 継続的な技術改良と革新をもたらす技術開発の強化、(c) 制度的仕組みの一層の改善、とくに改良技術の普及、土地利用証書の発行の促進及び農業金融の拡大。このため、変化する食料消費と需要に即し食料の安定的供給を確保するための農業投資の規模と範囲について検討を始めることが重要である。

主要食糧として、また農家、国民経済にとっての米の重要性に鑑み、米の価格安定のための政策及び施策について検討することも適切であろう。この場合、他のアセアン諸国における経験が参考となろう。

- (7) 農民組織について、政府はすでに市場経済化における重要性と農業協同組合の再建の必要性を認識している。農業協同組合の再建にあたって、一定の公的な支持が必要であろうが、この場合、組合の自立性とイニシアティブ、そして農民の自発的な参加を阻害しないように行われるべきである。
- (8) 農村金融システムはすでに再構築されており、現在のシステムは良好に機能していることに鑑み、当面の課題は、その欠陥を補い、短所をただすことである。

これには、中・長期融資の拡大、信用協同組合と人民信用基金（People's Credit Funds）との調整・統合、金融機関の自立性、持続性を維持しながら、農家の金融へのアクセスを高めるための融資条件の改善等が含まれる。

- (9) 以上のような投資及びその他の施策が効果的に実施されたならば、1996—2000年間の次期5ヶ年計画で設定されている食糧生産目標の達成は、特に困難でないと考えられる。国民経済が引続き急速に成長するなかで、ベトナム農業は新しい課題とチャレンジに立ち向かい、これに応えることが期待されている。これからの5年間は、2000年以降への持続的発展の基礎を固めるために、決定的に重要な時期でもある。

3. マクロ経済

3-1 成長と安定

(1) マクロ経済の現状

　　ヴィエトナムの最近のマクロ経済パフォーマンスはすばらしいものである。経済成長率は市場経済への移行に伴う様々な困難にもかかわらず、過去5年間の平均が8%を超え、1995年は9.5%に達したと推測されている。1980年代後半に一時三桁にも達したインフレ率は、1992年以降、概ね落ち着いてきている。ただ、貿易・経常収支の赤字は1993年以降急拡大し、1995年の経常収支赤字のGDP比率は推定8%に達した。しかし、その赤字を補って余りあるネット資本流入があり、ここ数年、ドン為替レートはかえって上昇圧力の下にある。外貨準備も増加してきている。しかも、国内で大量に保有され、流通している米ドルのドンへの転換も進んできている模様である。

　　低い貯蓄率と投資率にもかかわらず、比較的高い成長が可能だったのは復興要因が大きい。旧経済体制下で抑圧されていたインセンティブが開放され、余剰生産力が活用され、より必要とされていたところに投資が行われた。このため投資効率も高かった。CMEA崩壊の影響も相対的に小さかったと言えよう。それは、ヴィエトナムとその構成国との貿易が比較的小さかったことと、ヴィエトナムが基本的には農業を中心とした経済で、その分業体制に組み込まれる度合も比較的低かったことによるものだろう。交換手段としての金・ドルなどの使用も混乱期には経済安定化効果を持ったかもしれない。今後、復興期から新たな再建期に入り、高成長が続けられるかどうかを試されようとしている。

　　インフレが沈静化してきた背景として最も重要なのは、財政赤字のマネタイゼーション（財政赤字を中央銀行信用によってファイナンスすること）を1992年以降止めたことである。これは、高インフレが止まらなかったロシアや中南米諸国との基本的違いである。同時に、国営企業に対する中央銀行貸出を止めたこともインフレ沈静化に寄与している。これらは、財政赤字の削減に成功してきた原因であり結果であった。財政赤字のGDP比率は1994年には2.4%まで下がった。これは政府石油収入が増えたことも貢献している。1989年から1994年までの年平均の財政赤字・GDP比率は石油収入がなければ8.4%だったところが5.7%にとどまった。また、この間、政府の対外借入が年平均でGDP比率1.6%であったことも赤字のマネタイゼーション回避に寄与したと思われる。これらの状況は東欧、ロシアとは異なる。しかし、たとえば、政府部門の賃金上げが財政赤字を拡大させ、その時、国債の発行に限界があれば、赤字のマネタイゼーションが再開される可能性があり、今後とも予断は許さない。

貿易面では CMEA 崩壊の影響は確かにあったが、貿易相手国を短期間のうちに換え、そのマイナス・インパクトを軽減することに成功した。これは、ヴィエトナムの主要輸出品目が、原油、米、海産物など一次産品が多く、比較的容易に世界市場で売ることができたことにもよる。しかも、この間、日本を含めて主要輸出相手国市場の市場開放が一段と進んだことも輸出の増加に貢献している。しかし、ドン・米ドルに対する実質為替レート（インフレ率格差調整後の為替レート）が上昇しているような状況下で、今後、より付加価値の高い製品の輸出を高い伸びで確保していけるかどうか注目されるところである。

ネット資本流入が増大し、経常収支（貿易収支と貿易外収支合計）の赤字以上になってきている。特に直接投資の流入が大きい。契約ベースの対ヴィエトナム直接投資累計残高は 1995 年末には国内総生産額とほぼ同額の 200 億ドルにも達したと伝えられる。これは、ヴィエトナム側の外資導入努力やヴィエトナム経済の良好なパフォーマンスにもよるが、途上国への先進諸国と一部の中所得国による投資ブームによるものでもある。多くの国による対ヴィエトナム政府開発援助の再開も資本流入を拡大させてきている。また、債権国との間で既に一部合意に達した過去の対外債務の削減と長期債務への借り替えも、ヴィエトナムの国際収支ファイナンスを容易にしている。しかし、今後の安定的経済運営を図るためには、海外貯蓄に過度に頼ることなく、国内貯蓄の動員を促進することが重要である。

ドルからドンへの転換が進んでいることは、ドン通貨もドン建預金も増えてきている一方、ドル建預金が 1991 年以来全く増えていないことから推測することができる。これは、基本的には、ドン預金金利が高く、その実質金利（名目金利から予想インフレ率を引いたもの）がプラスに維持され、ドンの対ドル為替レートが安定してきたことによるものだろう。大量の金やドルが価値保蔵・交換手段として使われ続けると、中央銀行による国内流動性のコントロールが難しいし、国内貯蓄を投資資金として動員することも難しい。金やドルからドン預金への転換を促進するため、実質金利をプラスに保ち、為替レートの安定を維持することが必要だが、そのためにも物価の安定が重要である。

(2) 5ヶ年計画案の検討

1) ヴィエトナム計量経済モデル

1996 年から 2000 年までの 5 ヶ年計画案において、GDP 年平均成長率は 9-10%、インフレ率（消費者物価）は 10% 以下とされている。こうしたマクロ経済目標値は様々な計画と想定の上に成り立っている。あまりに野心的な投資計画によっ

て高成長を求めると、物価が高騰したり、国際収支が悪化し、持続的成長基盤を損なってしまう。逆に、あまりに控え目な経済計画では潜在的な経済成長力を顕在化させることに失敗する。

成長・インフレ率目標が適切なものであるとすると、その目標を達成するためにはどのような諸条件が満たされなければならないのか。また、そうした諸条件が変化した時どのような影響が出てくるのだろうか。そうした影響を分析した結果として、安定成長のためには何が重要かを考えることができる。こうしたことを考えるためには、数式で表わした経済の「モデル」を作り、そのモデルの中で、数字の整合性を検討するとともに、ある変数（たとえば、投資）を変えた時、他の諸変数（たとえば、成長率、インフレ率、国際収支など）がどう変わるかを見るのが便利である。経済変数どうしは縦横に関連し合っており、モデルの使用はそうした変化を整合的に把握する助けとなる。

しかし、ベトナムの場合、そうしたモデルを作る上で大きな制約がある。最近のベトナムは経済体制が大きく変わる過程にあり、(1)市場経済に即した経済データが不足し、(2)データそのものの意味・内容が変化しつつあることもあって、データの信頼性が必ずしも高くない（往々にして、同一の変数に対していくつか異なる数字が存在する）。(3)経済変数どうしの関係も必ずしも安定していない、といった問題がある。我々が作ったモデルも非常に簡単なものにならざるを得なかった。

新5ヶ年計画案の目標値の妥当性を検証するために、簡単なマクロ計量経済モデルを作成した。モデルの基本構造は、投資と限界資本係数によって国内総生産(GDP)が決定され、投資を国内貯蓄と海外直接投資(FDI)・政府開発援助(ODA)で賄いきれない分を海外から借入れる、というものである。最初に、金融セクターを含まない、つまり物価上昇率を一定と仮定した、実物モデルで投資・貯蓄の関係を捉えることによって、経済成長と財政収支、国際収支のバランス問題を考えた。

その後、輸入数量と実質現金通貨残高（現金通貨残高を物価水準で割ったもの）が実質GDPによって決まることを想定した実質輸入関数や、実質現金通貨残高関数を導入し、マネタリー・ベース（現金通貨と銀行準備の合計）の増加が、①外貨準備の増加、②財政赤字の中央銀行によるファイナンス（赤字のマネタイゼーション）、③金融機関への中央銀行信用の供給、の3つのルートによって生じ、かつ現金通貨と銀行準備の比率を一定と考えることによって、金融セクターも含むモデルへと発展させた。この金融セクターを含むモデルでは、仮定を様々に変えることによって、それらがインフレ率へどのようなインパクトを与えるか

を観察することができる。また、マクロ経済変数間の整合性を保つために、国内貯蓄投資バランス (IS ギャップ) と経常収支 (Trade ギャップ) との差は輸入 (正確には、輸入関数の定数項) を増減させることで調整を行った。為替レートについては、ドンを年率4%ないし3%で米ドルに対して減価させるケースと、ドンの対米ドル実質為替レートが一定となるような2つのケースを考えている。(モデルの構造については、付図「ヴィエトナムマクロ計量経済モデル」を参照。)

2) シミュレーションによる主要な観察結果

このシミュレーションのために用いたデータおよび(経済変数間の関係を表わす) 構造パラメーターの値は、5ヶ年計画草案に用いられたものである。経済変数の間には多少の不整合性が見られるが、これは各国の経済計画作成にあたりしばしば現れる不整合と同じものと思われる。それは、いったん決められた目標数値に対して各方面からの様々な注文があり、それを調整する結果、中間的に不整合が残るといったことである。しかしこの作業では、高度成長と安定性の関係を見るためのシミュレーションが目的であるので、このような不整合については特に問題としない。以下の諸点がシミュレーションの主要結果である。

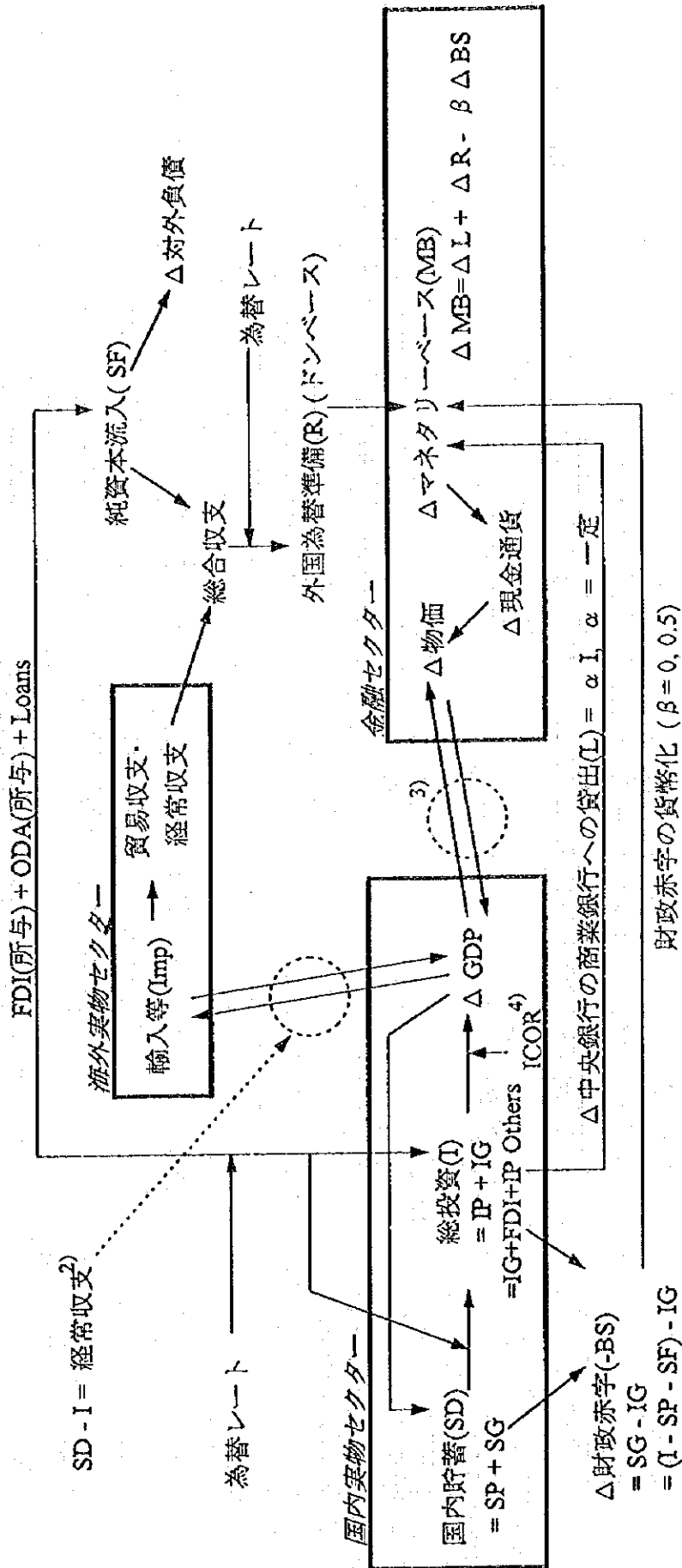
- A. 投資、特に民間投資が最近の趨勢に従って高い伸びを示し、高い投資効率が維持される場合、成長率は目標値以上になる可能性がある一方、国際収支が悪化し、対外債務が増える可能性がある。即ち、公共投資計画が与えられたものとした場合、民間投資が草案で想定されている以上に増加すると、成長率は10%以上になりうる。この場合、国内貯蓄がよほど上昇しない限り、また、対内直接投資が想定以上にならない限り、計画以上に海外からの借入が増え、対外債務が大きく積上がる。これは、将来の安定成長への制約条件となりうる。

もし、上のケースで、対外借入が計画以上にできなければ、計画期間中にも成長率が9%以下に下がる可能性もある。

一方、対外債務が大きく積上がるか、または対外借入が必要なだけできないケースで、しかも、民間投資が想定以上に増加する場合は、公共投資計画の下方修正を含め、財政支出削減策が必要になるかもしれない。

- B. 投資または消費が草案の計画以上に増加した場合、インフレ率も上昇する可能性が高まる。投資が増えても、(消費が増えることで) 国内貯蓄が減っても、国内の貯蓄投資バランスは悪化する。その結果、財政赤字が拡大することがある。その財政赤字が中央銀行によってファイナンスされた場合、インフレ率は10%を超える可能性がある。

ヴェイエンナムマクロ計量経済モデル¹⁾



- 1) R は民間部門を、G は政府をあらわしている。また、Δは前期差をあらわしている。
- 2) 実質輸入または輸入数量は実質 GDP により決定されるが、必要に応じて輸入数量はさらに国内貯蓄投資バランスと経常収支が等しくなるように調整される。
- 3) 実質現金通貨残高(現金通貨残高を物価水準で除いたもの)は実質 GDP によって決定されると考えられる。また、物価水準と実質 GDP は実質部門と金融部門が均衡するように決定される。
- 4) ICOR とは限界資本係数のことであり、実質 GDP の増分に対する実質資本ストックの増分の比率である。実際の計算では、実質投資を実質資本ストックの増分の代わりに用いている。ICOR が低ければ低いほど、投資は効率的である。

また、何らかの理由で外貨準備が増加し、通貨増発につながる場合もインフレ率は上昇する。この関連で、為替レート政策および中央銀行の為替市場への介入と不胎化（中央銀行のドル買い介入で供給されたドル流動性を中央銀行自身が回収すること）政策が重要である。

- C. インフレ率は多くの変数や採用される経済政策に左右されるが、検討した中で最も高いインフレ率をもたらしたのは、政府消費が拡大し、その結果拡大した財政赤字が中央銀行によってファイナンスされた場合である。しかも、この場合、成長率は高まらなかった。

これに比べ、公共投資が増えるケースでは、相対的にインフレ率は低く、成長率は高かった。

- D. 以上のシミュレーション結果からいくつかのインプリケーションが指摘できる。第1に、高い投資効率を維持することの重要性である。そのためには直接投資や技術導入を通じて技術水準を高め、規制緩和や金融システムの整備を通じて適切な投資を行なうことが必要である。第2に、国内貯蓄を高めることの重要性である。それは、外国資金への依存を低める効果もある。第3に、対外借入は最後の手段として必要であるが、外国資金としては直接投資の確保がより重要である。第4に、経済安定化のため財政支出削減が必要になる可能性もあるが、そのためには予め財政支出の優先度を検討しておくことも必要である。第5に、財政赤字や外貨準備の増加を通貨増発に結びつけない最近の中央銀行の政策を維持することは非常に重要である。第6に、財政支出を増加させる場合、消費支出より投資の増加の方が物価にも成長にも良い結果をもたらす。

(ボックス1-1) インフレはなぜ悪い

1. インフレは所得と富の配分を不公平にする可能性がある。人々はインフレを予想したり、インフレから身を守ろうとしたり、進んでそこから利益を得ようとするが、そうした行動の結果、経済資源（ヒト、モノ、カネ）が無駄に使われてしまう。また、地道に働いていれば生活が豊かになるという希望が失われることは重大である。
2. インフレ率が高いと、将来のインフレ率の予想変動レンジが大きくなり、人々、企業の将来計画が立てにくくなり、貯蓄・投資意欲が減退する。
3. 高いインフレ率はインフレ予想を定着させ、人々がインフレの継続に適応しようとするため（たとえば、賃金・価格をインフレとともに上昇させる）、そのインフレ予想自体がインフレを定着させてしまう。
4. インフレ予想が下がらないと、貯蓄・交換手段としての金・ドルの保有が下がらず、国内流動性のコントロールが難しく、投資資金の動員も難しい。

5. 高インフレの下では金利の引下げが困難。高金利は投資、特に長期投資を阻害する。高インフレの下で金利を引下げると、貯蓄を下げ、結果的に投資も下げってしまう。
6. 高インフレはドンに対するドル為替レートの下落を予想させ、ドルからドンへの転換を阻害する。
7. ドンに対するドル為替レートが最近のように安定している下で、国内インフレ率が他のアジア諸国より高いと、輸出企業の価格競争力が失われる。他のアジア諸国のインフレ率は一、二の例外を除いて10%以下である。

(3) 為替レート政策

　　ベトナムが安定成長を今後とも続けられるかどうかを考える時、政府の投資計画、あるいはより広く政府の経済計画が適切なものであるかどうかはまず重要であるが、それとともに、今後ますます重要となってくるのは、マクロ経済コントロール手段としての金融・財政政策である。しかし、ここでは、そうした視点からの金融・財政政策のあり方と、そのための環境整備の問題を正面からは取り上げていない。その代わりに、貿易・資本収支、金利・貨幣供給政策、金・ドル経済への対応など幅広い諸問題と関連した為替レート政策のみを取り上げた。

　　過去数年、直接投資を中心とした資本流入が増加する傾向にあり、国内におけるドルからドン預金への転換もあって、為替レートに上昇圧力がかかってきている。これは、ベトナムに特殊な問題ではなく、1990年代に入る前後から多くの途上国が経験してきている問題である。

1) 為替レート上昇圧力と為替レート政策

　　同様な通貨上昇圧力に直面したアジア、中南米諸国の対応を参考にすると、ベトナム金融当局が為替レート政策を考える際、特に次の要因を考えることが必要と思われる。(1)外貨準備の水準、(2)ドンの実質実効為替レートの変化の程度、(3)価値保蔵・交換手段としての金・ドル使用の漸次的縮小、(4)物価安定をもたらすための名目アンカーとしての為替レートの使用、(5)金利政策との関連、(6)為替市場介入や不胎化（中央銀行のドル買い為替市場介入によって供給されたドン流動性の中央銀行自身による吸収）が困難な問題を発生させない限度、(7)財政引締めに対する用意、(8)資本流入規制と資本流出規制緩和の可能性、(9)ドン為替レートの下落と対外債務負担の関係。

2) 外貨準備の水準

ネット資本流入と国内におけるドルからドンへの転換(双方ともネットのドル売り・ドン買い)が経常収支の赤字(ネットのドル買い・ドン売り)を超えるとドン為替レートは上昇圧力を受ける。ヴィエトナム金融当局がこうした上昇圧力を抑制しようとするれば、為替市場に介入し、ドルを買うことになる。その結果、外貨準備が増える。ヴィエトナムの外貨準備額は、IMFから与えられている目標である輸入の3ヶ月分の水準に達していないと見られており、その増加はここ暫くまだ必要である。また、将来、資本流入が急減した時のバッファーとしてもそれが望ましい。

3) ドンの実質実効為替レートの変化の程度

1992年以來ドンの対ドル・レートは安定しているが、ヴィエトナムのインフレ率が米国のそれより高かったため、ドンの対ドル実質為替レートは上昇してきている。ただ、多くのヴィエトナムの主要貿易相手諸国通貨の対米ドル実質為替レートもこの間上昇気味となってきた。このため、米国以外の主要貿易相手諸国の通貨に対してもドンの実質為替レートを計算し、その加重平均であるドンの実質実効為替レートを計算してみると、それはドンの対ドル実質為替レートほどには上昇していない。しかし、それが上昇してきていることも事実であり、輸出企業の価格競争力の低下が懸念されている。もっとも、程度にもよるが、為替レートの上昇は貿易面でより厳しい競争に直面させる反面、人々や企業に合理化努力を強い、結果的に生産性を引上げ、実質賃金を上昇させ、生活水準の向上をもたらす面もある。

4) 価値保蔵・交換手段としての金・ドル使用の漸次的縮小

最近、ドルからドンへの転換が進んできている徴候があるが、これは基本的にドン預金金利が高いということと、ドンの対ドル為替レートが安定していることによるものである。ドン流動性の安定的供給と、金・ドルなどで保有されている貯蓄を投資資金として活用するためには、為替レートの安定を維持することが重要である。

5) 物価安定をもたらす名目アンカーとしての為替レートの使用

インフレ率が高く、為替レートが下落すると、外国の輸出業者はその国の通貨建輸出価格を引上げようとするので、その国の輸入品価格が上昇し、一般物価水準も上昇する。そこで為替レートがさらに下落することになる。この悪循環を断

ち切るために、為替レートを米ドルなどに対して固定して物価を安定させるアンカーにすることがある。しかし、インフレ率が即座に米国のそれと同等な水準まで下がらないことから、その間、対ドル実質為替レートが上昇してしまう。この実質為替レートの上昇は、この場合、過去においてインフレ率が高かった国が物価を安定化させるためのコストと考えることができるだろう。

6) 金利政策との関連

物価・為替レートが安定すれば金利の引下げが可能となる。現実のインフレ率が低下してくれば、時間とともに予想インフレ率も低下する。名目金利は実質金利と予想インフレ率を加えたものであり、予想インフレ率が低下すれば名目金利も下がる。これは投資、特に長期投資を促進する。また、金・ドルなどで保有されている貯蓄からドン預金への転換もより低い金利で促進することができるようになる。

7) 為替市場介入と不胎化政策

中央銀行がドル買い介入できる程度は、それが困難な問題を生じさせない限度にもよる。中央銀行がドルを買う時、それと同額のドンが供給される。しかし、ヴィエトナム中央銀行が、予想される成長率、物価上昇率などから予め決めた中央銀行信用の目標供給量を変えない限りにおいては、通貨供給は為替市場介入から表面上は影響を受けないように見える。介入規模がまだ極端な額に達していないこともある。

しかし、ヴィエトナム中央銀行は主としてヴィエトナム外国貿易銀行からドルを買っており、中央銀行信用が主としてその銀行を経由して供給されることになる。その分、他の商業銀行を通じた中央銀行信用は限られることになる。ただ、最近のようにドン預金が大きく増加し、商業銀行が過剰資金を持ち、中央銀行が中央銀行証券を売ってそうした過剰資金を吸収している状況下では、商業銀行に対する中央銀行信用供給経路の偏在と不安定性は大きな問題として表面化しないかもしれない。しかし、状況が変われば問題となるだろう。多くの国では、通貨供給政策が為替市場介入によって混乱させられるのを避けるため、極力不胎化を実施しようとする。ヴィエトナムも介入の結果供給された中央銀行信用は不胎化するという方向を検討したほうがよいのではないか。できる限り中央銀行がドルを買う相手先を多様化するとともに、短期金融市場を発展させ、中央銀行が短期証券を市場を通じて売る売りオペ（それによってドン流動性を吸収する）が随時実施できるようになることが望ましい。もっとも、あまり売りオペが大規模になると、証券価格が下がり、金利が上昇するリスクがある。

最近の中央銀行によるドル買い介入が、中央銀行証券の売却額をそれだけ大きくしていることは間違いない。これも一種の不胎化である。しかし、これは中央銀行にとって負担の大きなオペレーションである。ドンの為替レートが安定しているので、中央銀行が買ったドルを海外で預金しても、そこから得られる金利は中央銀行証券に対し支払う金利に比べると相当低いものである。ラテン・アメリカ諸国などでは、この受取金利と支払金利の差が耐えがたいほど広がったケースもある。

8) 財政引締めに対する用意

介入と不胎化にかかわる問題に対して、金融面のみからの対応には限界があるとするれば、財政面からの対応も考慮すべきかもしれない。つまり、介入によって供給されたドン流動性が不胎化によって完全には回収できず、結果的に通貨供給が過大となった場合、財政支出の削減は物価、金利への上昇圧力を緩和するだろう。

9) 資本流入規制の可能性

資本流入規制の可能性も考慮すべきかもしれない。極端なケースでは、対内直接投資の実施タイミングをコントロールすることや、対外借入に限度枠を設けることも考えられるだろう。

10) 対外債務負担の関係

ベトナムは多額の対外債務を持った国である。ドン為替レートの下落はドン建債務負担を大きくする。外貨建債務を持った借手は、ドン為替レートが下落するとそれだけ余分のドンを返済しなければならないが、借手の多くの収入はドンであり、返済負担が重くなる。

ドンの対ドル実質為替レートまた実質実効為替レートの上昇には望ましい側面、あるいはベトナム経済の現状から不可避な側面もある。しかし、そうした上昇を容認するにしても自ずと限界もある。ベトナムのインフレ率を10%、米国のインフレ率を3%と仮定し、仮に主要貿易相手諸国通貨の対ドル実質為替レートの安定も仮定すると、ドンの対ドル為替レートの下落率は7%以下が望ましい。もし適切なその下落率が1-2%なら、単純化のメリットを考え、ドンの対ドル為替レートを安定維持することが良いかもしれない。ただ、どちらにしても、時間とともにドンの対ドル実質為替レートや実質実効為替レートの上昇

が累積する可能性がある。そうしたことを考えれば、状況が変化した時のため、ドンの切下げの必要性も考慮しておくことが必要だろう。

(ボックス1-2) 実質実効為替レート

ドンの米ドルに対する実質為替レート(指数)とは、ヴェトナムと米国との物価上昇率の差で実際の為替レートの動きを調整したものである。たとえば、ヴェトナムと米国の物価上昇率がそれぞれ年10%、3%であったとしよう。この時、ドンの対ドル為替レートが変化しなかったら、その実質レートは7%上昇したことになるし、ドンがドルに対して3%下落したら、その実質レートは4%上昇したことになる。

米ドルに対してばかりでなく、主要貿易相手国通貨に対してもドンの実質為替レート(指数)を計算し、それらを買易ウェイトなどで加重平均したものがドンの実質実効為替レート(指数)である。

ところで、(相対的)購買力平価(指数)とは、貿易相手国との間で物価上昇率に差があっても、自国の貿易が価格面で有利にも不利にもならない理論上の為替レート(指数)である。上の例を使えば、物価上昇率の差を相殺するため、ドンの米ドルに対する購買力平価は7%下落したことになる。この点からすると、ドンの対ドル実質為替レートは実際の為替レートの購買力平価からの乖離率を表す。また、ドンの実質実効レートはそうした乖離率の加重平均であり、ヴェトナムが貿易上どれだけ価格面から有利または不利になったかを表す。

(4) ヴィエトナムの経済統計の現況と利用上の留意点

1) 経済統計の現況

経済統計は、どのような種類のマクロ経済研究・経済管理にも不可欠である。過去十年に渡って経済改革が行われているヴェトナムでは、その統計システムも移行過程にある。

A. 国民経済計算

国民経済計算の統計については、統計総局 General Statistical Office (GSO) が国民経済計算の国連システム System of National Accounts (SNA) の導入を実施中である。GSO が SNA の導入を検討し始めたのは 1990 年のことであり、1992 年に物的生産システム Material Product System (MPS) を SNA に置き換えることを決定した。1989 年ないし 1990 年以前の GDP の数字は公式には利用できない。国営企業の資本ストックのデータは GSO より公表されており、国営企業以外の資本ストック・データは財政省が保有しているが公表されていない。

B. 物価指数

消費者物価指数 Consumer Price Index (CPI) を集計するシステムも近年変わった。1996 年に導入された新システムの下では、約 300 品目の価格データが小売物価調査によって集められ、一方、1990 年から 1995 年の CPI は 175 品目について固定ウェイトで計算されている。1980 年から 1988 年の間の小売物価指数の集計は、一般物価指数が公定物価指数と自由市場物価指数の加重平均によって計算されているのと同様のやり方によって作られた。輸出入物価指数は、貿易省を通じて貿易会社から報告を受けた主要品目の FOB/CIF 価格に基づく。生産者物価指数は約 600 品目の調査結果に基づいているが、そのデータの出所は様々な省に拠る。

C. 金融・財政

現金通貨の総計量は 1986 年から、要求払預金・銀行準備については 1989 年から利用可能である。流通している US ドルの量を推計する試みは今までのところうまくいっていない。政府にとって、海外居住のベトナム人からの送金と旅行者によって持ち込まれる分を計測する方策がほとんどないからである。公定歩合の数字については 1992 年から利用可能で、また、財政赤字は財政省が見積りの数字を計算している。

D. 国際収支

国際収支統計については、貿易統計が貿易省の報告に基づいているが、その元は貿易会社と地方政府からのものである。その他の国際収支統計は貿易省、中央銀行及び財政省に拠る。

E. 雇用・失業

雇用失業統計は GSO によって調査される。労働時間のデータは労働省によって企業と地方政府から集められる。賃金は各省と地方政府の報告から GSO で計算される。「賃金」の統計上の定義は公的部門では賃金と収入に対応する。民間部門では「収入」が調査される。

2) 経済統計利用の留意点

ベトナムの統計システムは移行過程にあるので、マクロ経済統計を使うときには用心しなければならない。

A. 国民経済計算

国民経済計算については 3 つのことに注意する必要がある。第 1 に、各年の GDP の数字を時系列データとして使用することは出来ない。幾つかの GDP の数

字は試行的な計算に基づいて推計されているが、公的には 1989 年ないし 1990 年までの数字は利用できない。1991 年以降でさえも、カバレッジが不十分で方法論が変化しているため、必ずしも時系列データとなっていない。第 2 に、ヴェトナムにおける GDP の計算システムと SNA の基準の間に齟齬が残っている。例えば、名目 GDP が名目 GDE と等しくなっていないことがある。両者の違いは大きい。これは恐らく、GDP 指標が、国民経済計算の統一されたシステムから作られているのではなく、他の勘定と調整されないまま限られた生産勘定に拠っているからである。第 3 に、不十分なカバレッジのため、推計の信頼性に問題がある。計算の範囲はいまだ全ての産業・経済部門をカバーしていない。例えば、一般に認められていることだが、非国営部門の活動や公的なチャネルを通じない輸出入活動からのまとまったデータを集めることには出来ていない。そうした情報が欠けていることは総計を大きく歪め、その信頼性と価値を低めている。これら以外にも、GDP の細目と地方の GDP の計算にも問題がある。現在の GDP は制度部門分割になっていないし、産業部門分割も不完全である。各省・市はそれぞれの GDP を計算しているが、それらは方法論的問題のためと経済実績を造り上げる意図のために、しばしばでっち上げられたものとなっている。

B. 物価指数

インフレーションの指標については、まず第 1 に、カバレッジが狭いことと方法論の変化のために、その数字に信頼性がない。第 2 に、1980 年代の数字を見るときには、価格の統計上の定義ではなく、価格の経済的な意味に疑問がある。第 3 に、現在の CPI は小売物価に基づいており、それは実際のヴェトナムの消費者物価と違っていることがある。

C. 貿易統計

貿易統計については、輸出入の数字が信頼できない。当局にとって対外貿易に従事する様々な組織全てをカバーすることは難しい。大量の財貨が密輸されているが、そういった非公式な活動は現在の統計には反映されていない。

D. 労働統計

労働統計に関しては、失業率が、定義上の問題から労働市場の実情を必ずしも反映していない恐れがある。現在、雇用は 6 ヶ月以上安定した職を持っている人々と定義されており、他方、失業は労働可能年齢になっているが安定した職がなくかつ働きたいと思っている人々と定義されている。ヴェトナムには失業手当がないため、皆何らかの方法で食べていかねばならず、その中にはたった一人で出来る仕事をワーク・シェアリングしているものもある。

3) 経済統計の改善

マクロ経済統計の現況と問題を考えると、以下の分野を改善する必要がある。政府統計の総合調整をしなければならない。産業部門・商品・その他の基本的な分類システムを早急に造り上げ、政府統計で共通に使用しなければならない。GSO やその他の政府機関の統計活動全体の管理を強化して、経済管理に不可欠な調査や統計報告の重複や欠落がないようにしなければならない。

GDP のような基本統計は、SNA による確固たる基盤から積み上げなければならない。産出・投入表はこの国の経済活動全体を概括するのに役立つであろう。地下経済の存在をどう扱うかは最も難しい問題の一つである。

マクロ経済と計量経済の研究のために、時系列データは不可欠である。分析を意味あるものとするためには、最近のフレームワークに基づいた概念と方法論の移行について、出来る限り発表していく必要がある。

統計システムの発展の過程では、国際比較をしっかりと行う必要がある。国連・IMF・ILO・その他の国際機構の勧告に依り、政府部内に統計基準のシステムを整えていくことが望ましいだろう。また、国連により組織された国際比較プログラムのような国際的な活動にも全面的に参加したほうがよい。

3-2 環境に特に配慮した社会経済の発展

(1) ヴィエトナムにおける工業化と環境

1) 環境問題の現状

ヴィエトナムは現在、森林破壊、土壌侵食、天然資源の過掘、生態系への脅威、工業汚染といった深刻な環境問題に直面している。工業、交通、家庭のごみは3大汚染源である。他のアジア諸国と比べると、ヴィエトナムの工業はまだ未発達である。現存する工業プラントの多くは二十年以上前に建設されたもので、生産技術は遅れており生産性は低い。加えて、既存のプラントの多くは効率的に汚染を管理する設備を持っておらず、また都市の居住地域内・近傍に位置している。それゆえ、ヴィエトナムの工業汚染は地域によっては深刻である。同様に、都市の交通機関によって引き起こされる大気汚染も深刻なのだが、それは車・トラックに採用されている技術が時代遅れなためである。メコン・デルタにおいては水上交通が非常に一般的である。1万のエンジン・ボートがこの地域の河川・運河の油汚染の主要源である。家庭のごみはもう一つの大きな汚染源であるが、これは適切な家庭のごみ処理施設が欠乏していることによる。

大気汚染、水質汚染と固形ごみの取扱・処理は、ベトナムで既に深刻な問題となっている。大気汚染が大都市と工業地域で特にひどいこととなっているのは、以下のような理由による。(1) 都市地域の人口稠密、(2) 居住地域内・近傍にある工場施設、(3) 都市地域の植物・草木の少なさ、(4) 古くなった交通機関。大気汚染は専ら都市地域で起こるが、一方、水質汚染はほとんど全土で観察される。その主な原因は、未処理のごみと工業排水の運河・河川・湖沼への排出である。固形ごみの取扱・処理は大きな問題である。固形ごみの収集能力はハノイで50%以下、ホーチミンで約90%である。残りのごみはだいたい運河・河川・湖に投棄される。収集されたものは主にごみの埋立地に運ばれるが、そこでは何の衛生処理も施さないため、大気・土壌・地下水の汚染が見られる。

ベトナムの工業は近年急速に発展した。現在、6つの業種が工業汚染の主要源として特定されている。これらはエネルギー、金属、鉱業、化学、建設資材、そして軽工業である。これらが環境に与える影響はそれぞれ違うけれども、工業汚染に関して共通の問題に直面している。その一つは、それらの産業で使用されている技術と設備が古く時代遅れなため、結果として大量の産業廃棄物を排出してきたことである。別の問題としては、深刻な競争と予算制約に直面しているということであり、それゆえ、適切な汚染防止技術を採用する余裕がないということがある。その結果、これらの産業は生態環境、そして人々の生活条件に深刻な打撃を与えているため、近い将来に適切な方策を採る必要がある。

2) ベトナム政府による環境対策

環境が劣化していく状況に関し、ベトナム政府は環境を保全し更なる悪化を防ぐため、様々な対応を取ってきた。環境行政については、中央レベルでは1992年に設立された科学技術環境省(MOSTE)が、省レベルでは省人民委員会の中の科学技術環境局(DOSTE)が環境管理の責任主体となった。

また、様々な法・規則が発布された。中でも、環境保護法が最も重要である。それは1993年に発布され、1994年に発効した。同法は以下の7章から成っている。(1) 総則、(2) 環境悪化・汚染・その影響に対する防止・対策、(3) 環境悪化・汚染・その影響からの改善、(4) 環境保護に関する国家管理、(5) 環境保護に関する国際関係、(6) 罰則、(7) 施行規則。

新しいプロジェクト投資に対する環境規制については、外国投資規制、工業地区に関する規制、そして特別輸出加工区に関する規制が重要である。外国直接投資プロジェクトの形成・評価・実行に関する規制は1994年に発布され、投資プロジェクトの評価の内容を規定している。また、それは環境保護法に依拠して投資

家の責任についても述べており、MOSTE の役割についても環境保護基準を設定すること、その基準を監視・検査すること、指導・監督を行うこととしている。工業地区に関する規制も 1994 年に発布され、それは工業地区の企業が労働者の安全、衛生、環境保護、火災・爆発予防の確かなものとするために、方策を採る責任について述べている。1991 年に発布された特別輸出加工区に関する規制は同区内の投資が環境汚染を引き起こさないことを要件に含めている。

近年、ヴィエトナム政府は環境影響評価 (EIA) に関するガイドラインを多く出している。1993 年に出された EIA レポートに関するガイドラインは、社会活動の環境に対するインパクトと、それを軽減する対策、選択肢への示唆を含んでいる。環境保護法は既存・新規の社会活動に対する EIA の準備・提出・フォローアップについて述べている。更に、同法の施行を強化するために環境保護法施行のためのガイドラインが 1994 年に発布され、EIA の手続きについて細かく規定している。従って、新しいプロジェクトに関する限り、細かなフィーズビリティ・スタディと EIA のレポートを計画投資省 (MPI) に提出し、同省が投資について検討し認可を与える。投資コストが高いものないし特別な問題があるプロジェクトに対しては、MOSTE の中の国家環境庁が EIA レポートを検討・認可する。他のプロジェクトの EIA レポートは DOSTE による。様々な分野の専門家からなる検討委員会の評価に基づいて、MOSTE、DOSTE はプロジェクトの環境問題に関する結論を出し、プロジェクト承認に対し MPI に返答する。

3) 初期対策の重要性

政府の環境保護に対する最近の努力にもかかわらず、初期段階で効果的な対策が採られない限り、急速な工業化に伴い工業汚染は拡大・悪化すると思われる。急速な工業化と結果としての工業汚染という日本の経験が示すところは以下のようなレッスンである。(1) 工業汚染による損害を回復するためのコストと時間は、工業汚染の管理のために前もって効果的な方策を採った場合に比べ、はるかに大きい。(2) 汚染のインパクトは時の経過とともに拡大するので、短期の対策はすぐに採られなければならないし、それは長期計画に引き継がなければならない。汚染防止・管理対策を採るのが早ければ早いほど、工業汚染の問題と戦う費用は少なくすむということが結論として言えるであろう。

(2) ヴィエトナムにおける貧困の緩和

1) ヴィエトナムの貧困の現状

貧困解消は、持続的経済成長とともに、ヴィエトナムの開発における重要課題

の一つである。ヴェトナムの貧困状況は、全国に蔓延しており、他のアジア諸国の状況に比し深刻な状況にある。ヴェトナム生活水準調査 (VNLSS) の結果によると、1993年時点の貧困層の割合の推計は全人口の51%にも上る⁽¹⁾。また、VNLSSを含めた3種の異なった推計方法によると、全人口の20から30%が、たとえ全所得を食糧消費に費やしたとしても必要カロリーを摂取することのできない食糧貧困層と把握されている。成人カロリー摂取量及び五歳以下の子どもの栄養失調率等の栄養指標を検討した場合にも、全人口のかなりの割合が十分な食糧を確保できない状況にあると推察される。

貧困層の割合の高い地域及び社会グループとして以下をあげることが出来る。まず、都市に比較し、農村の貧困層の割合は非常に高い(貧困層の9割は農村に居住)。7つに区分された行政地域の中では、北部山岳地帯、北中部沿岸地帯、及び中部高原地帯における貧困層の割合が際だって高い。また、貧困層の多い社会グループとして、生活の糧を農業のみに依存している農民、山岳地域及び高原地域に居住する少数民族、成人男性労働力を欠き、女性と子どものみで構成されている世帯があげられる。さらに、ヴェトナムの貧困状況は、収穫期直前、即ち、前の収穫からの食糧備蓄が底をつく時期に厳しくなることが指摘されている。

アジア諸国では、過去20年間に急速な貧困解消が図られた。こうしたアジアの経験を分析した最近の研究は以下のような教訓を引き出している。まず、第一に、貧困解消に向けては、高度かつ便益が広範囲に浸透する(総ての社会経済階層の生活水準をあげることにつながるような)経済成長が不可欠であること。同時に、第二の教訓として、貧困層も経済成長の過程に参加できるよう、言い換えるならば、経済成長の恩恵のより広範囲への分配を可能とするため、貧困層にターゲットを絞ったより直接的な対策が必要であること。こうした対策の中には、保健・教育等の基本的社会サービスの貧困層への提供、貧困層を直接の裨益対象者とする事業等が含まれる。第一の経済成長との関係において、世界銀行のシミュレーションは、ヴェトナムの貧困解消の速度が、経済成長率が高ければ高いほど速くなることを示している。さらに、同シミュレーションは、同じ経済成長率下においては、地域間の経済成長の格差が小さければ小さい程、ヴェトナム全体における貧困解消の速度が速まることをも示している。第二点の貧困層にターゲットを絞った直接的貧困対策事業の立案にあたっては、まず、ヴェトナムの貧困層が直面している問題を把握することが肝要である。貧困層の直面している問題として以下があげられる。(1) 自然条件の変化に対する脆弱性、(2) 蓄えや財産の欠如、及び市場金利あるいはそれ以下の金利でのクレジットに対するアクセスの欠如、(3) 就業機会、収入向上機会の欠如、(4) 地の利の悪さ等から来

⁽¹⁾ 同様の定義による貧困ラインから推計された他の東アジア諸国の1990年時点での貧困層の割合は以下の通りである。中国(9%)、インドネシア(15%)、韓国(5%)、マレーシア(2%)、フィリピン(21%)、タイ(18%)。

る孤立化、及び結果としての情報、技術、マーケットに対するアクセスの欠如、そして(5) 低い知識や教育レベル、栄養失調や不健康等、人的資源としての限界があげられる。貧困層は、上に挙げた複数の問題に同時に直面し、貧困状況からの脱出が困難である場合が多い。

ベトナムは現在、中央計画経済から市場経済への移行期にある。近年の経済改革は、多大な経済機会を提供している。しかし同時に、合作社を中心とした社会保障及び社会サービス提供のメカニズムが崩れ、特に、農村の貧困層の生活がより不安定かつリスクに対して脆弱になっているとの報告もある。確かに初等、中等教育レベルの中途退学者の割合は増加傾向にあり、また、貧困層による保健・医療サービスの利用率の低下も報告されている。さらに、借金から土地や財産を手放す人々も出ているとの情報もあるが、その規模に関しては現在のところ不明である。地域によっては、より深刻な貧困状況を招く、いわゆる“Poverty Ratchet Effect”も既に出始めており、貧困層がより深刻な貧困状況へ転落するのを防ぐ方策の検討も今後の大きな課題である。

2) 貧困政策の重点

以上の貧困状況に係る現状分析に基づき、政策的には以下三点が重要であろう。即ち、(1) 急速かつ便益が広範囲にわたる高度経済成長の必要性、(2) 貧困層にターゲットを絞った直接的貧困対策の必要性、(3) 社会セクターにおける政府財源の再分配、及び農村の貧困層に対する社会セーフティーネット提供の検討の必要性である。ベトナムの貧困は全国に蔓延しており、まず、高い経済成長により、経済全体の底上げを図ることが貧困解消の大前提である。また、急速な貧困解消を図るためには、そうした高度経済成長が社会の広範囲に便益を及ぼすものである必要がある。このことは、地域的に、貧困状況が激しく、また経済の低迷している北部山岳地帯、北中部沿岸地帯、中部高原地帯の三地域に、いかに急速かつ便益が広範囲に行き渡る経済成長を引き起こすかを検討する重要性を示している。貧困層に対する直接的貧困対策としては以下が重要である。まず、ターゲットグループには、農村の貧困層、山岳地帯に居住する少数民族、女性と子どもだけで構成されている世帯等が含まれる。また、具体的貧困対策事業としては (a) 農村インフラ整備事業、特に村道整備、(b) 貧困層向けのクレジットの提供、(c) 生産活動及び生活改善に必要な基礎知識の普及、(d) 公共事業の実施による季節的雇用機会の提供、等が効果的であろう。さらに、貧困層のさらなる貧困状況への転落を防ぎ、生活の安定と最低限の生活を保障するため、貧困層への基本的社会サービス提供を含めた社会セーフティーネットの提供を検討する必要がある。限られた政府予算の中で、特に農村部の貧困層にどのようにこうしたセーフティーネットを提供するかは、緊急に模索されなければならない課題である。関連して、現在、貧困層への便益提供という観点から、必ずしも、効率的、効果的な予算配分がなされているとは言えない社会セクター部門の予算をいか

に有効に配分していくかについても検討される必要がある。

3) 貧困解消プログラムへのコメント

ヴェトナム政府が新たに計画している「貧困解消プログラム（“Poverty Alleviation Program for Viet Nam 1996-2000”）」に関しては、次の三点についてコメントした。即ち、(1) 「貧困層銀行（“The Bank for the Poor”）」の運営方法、(2) 貧困層へのサービスの質向上と提供方法、(3) 公共事業実施による貧困層への季節的雇用機会提供の可能性についてである。既に指摘した通り、貧困層に対するクレジットの提供は有効な貧困対策の一つである。ヴェトナム政府は本年、貧困層銀行の操業を開始し、その拡充を計画しているが、貧困層銀行を貧困解消のより有効な手段とするため、次の点が検討される必要がある。第一点は、貧困層の返済不能のリスクを最小限にし、彼らの返済能力を向上させるため、クレジットの提供と同時に技術普及サービスを提供する必要があること。第二点は、クレジットの提供にあたっては、貧困層の置かれている実状に即したきめ細かい配慮が必要となること。他の成功しているクレジットスキームの経験から、金利及び元金を定期的かつ頻繁に少額ずつ集金するフィールドワーカー育成の必要性、借り手である貧困層の中に集団責任体制をつくるため、同じような状況下にある貧困層の組織化の必要性、また、クレジットの提供と平行して少額貯蓄スキームを導入する重要性、が指摘されている。第三点として、貧困層銀行の操業を持続的なものとするため、適正金利の検討があげられる。現状の優遇金利は、道義的には理解できるが、上に検討したように、貧困層へのクレジットの提供には、きめ細かい配慮が必要とされ、そのため、リカレントコストは相対的に高くなると考えられる。さらに、クレジットの絶対量が非常に限られているヴェトナムの現状において、優遇金利で提供されるクレジットは、貧困層以外の人々によって利用される可能性も高い。そのため、適正金利の設定に関しては、さらなる検討が必要であろう。第二点の社会サービス提供については、基礎教育や保健サービスにかかるコスト面の検討に留まらず、サービスの質の向上及びサービス提供方法の検討（たとえば、サービス提供の時間帯の再検討、少数民族居住地域における教育言語の検討）も必要である。第三点として、政府の新プログラムには含まれていないが、公共事業実施による貧困層への季節的就業機会の提供は、有効な貧困対策事業として積極的に検討される必要がある。貸金を貧困層にとってのみ魅力的な水準に設定することにより、本スキームは貧困層だけを対象とすることが出来る。また、農閑期に村道整備や灌漑設備整備等の事業を実施することにより、農村のインフラ整備と同時に、年間を通じての貧困層の生活の安定、及び食糧確保を可能とし、有効な貧困対策として積極的に考慮される必要がある。

4. 財政・金融政策

ベトナム政府が推進する経済の工業化・近代化には巨額の開発投資資金を必要とする。財政金融部会が実施してきた調査のテーマは、この開発投資資金の動員（主として貯蓄動員）方策である。その成果を第2節および第3節において、公共投資資金の流れおよび民間投資資金の流れとして要約している。第1節ではこうした現状分析の枠組みとして、移行経済下、資本蓄積メカニズムが物動計画によるものから市場によるものへ転換するのに伴い、経済管理システムが財政主導型から金融主導型へと転換しつつあることを概観する。

4-1 経済成長における財政金融政策の役割

(1) ベトナムの投資・貯蓄率

ベトナムの国内投資率はGDP比で1990年の15%から1994年には22%へと増加している（IMFデータ）。1995年にはFDIの貢献で一層の増加が見込まれており、5ヶ年計画の目標である30%は到達圏内にあると言える。国内貯蓄率も1990年の15%から1994年には17%へと小幅ながら上昇した。しかしながら、近隣諸国の国内貯蓄率が30%を超えているのと比べると、依然ベトナムの低水準が目立つ。

目覚ましい経済成長を遂げているとは言え、ベトナムは依然として低所得農業国である。ベトナムの農業セクターにおける雇用は全雇用の70%を超えており、一人当たりGDPは300ドルに満たない（1993年）。こうした低所得であるため、経済全体の貯蓄の余裕が限られている。またベトナムが市場経済移行下にあることも、低貯蓄率の要因となっている。計画経済下では庶民が利用できる銀行システムは無く、庶民の国内貯蓄への貢献も期待されていなかった。銀行システムが形式的に整備された現在でも、銀行貯蓄の習慣は育っていない。庶民に対する銀行のアクセスビリティは、サービス、信用を要因としてこれまでのところ極めて低い。これにはインフレ不安も大きく影響している。庶民の貯蓄資産としては現在でも金・現金の比重が高い。

南北所得格差もベトナム経済が抱える投資・貯蓄に対する制約要因である。高度経済成長は必然的に地域間の所得格差をもたらすが、ベトナムの場合には南北の初期条件の差がこれを倍加している。格差是正を優先する政策は、効率を追求する市場経済メカニズムとしばしば対立することになる。自助努力を否定されることが地方政府の貯蓄動員に対するディスインセンティブともなっている。

(2) 計画経済下の財政金融システム

計画経済システムの根幹を形成するのは国営企業セクターである。ヴィエトナムが計画経済下に推進してきた重工業化政策による資本蓄積も、専ら国営企業が主体である物動計画により行われた。財政の役割はこの物動計画を攪乱しない資金の流れを確保することであった。設備投資に必要な貯蓄は国営企業からの上納金を中心として政府貯蓄に集約され、集められた貯蓄は政府予算を通して国営企業の設備投資に分配された。ところでヴィエトナム経済に占める国家セクターの比重は現在でも決して大きなものではない（1993年でGDPの39.2%、雇用の9.1%）。計画経済下にあっても農業を主体とする非国家セクターの存在は大きかったが、専ら価格、流通統制を通じて財政システムに組み込まれていた。国営企業に対する低価格での原材料提供、公的セクター労働者に対する低価格配給を実現することで間接的に政府貯蓄に貢献していたのである。

留意すべきは、旧ソ連をはじめとするCMEA諸国の支援抜きではヴィエトナムの資本蓄積は不可能であったことである。ヴィエトナムの国内資金では経常支出も賄えないことが常態であったので、主要な国営企業の建設資機材の調達も旧ソ連援助で行われた。

計画経済システムにおいて、国営企業は資材調達、生産、販売並びに設備投資に至るまで全てにわたり政府の指令を受けて事業を行っていた。ヴィエトナムでは利益に連動した賃金制度導入など、効率的な経営を図るべく試みてきたことがある。しかしながら、国営企業が「指令性計画」（社会主義国において、法令的性格を持つ計画および計画指標）に従う限り、赤字が出ても結局政府が補助せざるを得ず、予算制約はソフト化する。国営企業は、賃金支払いには強い意欲を持つが、投資決定を含む自主的経営権がないため、成長意欲は弱かった。

実際の投資資金の分配に当たってはヴィエトナム投資開発銀行が資金導管（Conduit）の役割を果たしていた。運転資金については国家銀行が中央銀行の役割に加え、唯一の商業銀行の役割も兼ね供給していた。両行とも政府指令に基づき他律的に資金を流していただけで、金融仲介機能を果たした訳ではなかった。加えてヴィエトナムでは地方政府が銀行の資金供給に大きな影響を与えていた点にも留意が必要である。銀行支店は行政区割り単位で設置されており、本店および地方政府の二重指揮下にあり、むしろ後者の影響の方が強かった。銀行資金の流れのハード化の余地はますます無かったと言える。

(3) 市場経済移行下の財政金融システム

計画経済の非効率性は早くから表面化しており、国家統一により計画体制を南部に拡大する1975年以前から、自由化の方策が模索されていた。計画体制下で低下した農工業のインセンティブを回復するため、国営企業労働者の賃金引き上げ、農産物買入価格の引き上げ、供出後の処分の自由化などが実施された。こうした措置による国営企業の赤字発生、農産物価格の逆ザヤ発生には財政による補助が必要となる。当初CMEA諸国の援助で賄っていたが、財政赤字は外国援助で賄えない規模にまで拡大した。ヴィエトナム政府に残された手段は、貨幣増発による中央銀行借入しかなかった。1986年の財政赤字ファイナンスの規模はGDP比3.6%であり、同年の貨幣流通量が8%であることに比して極めて巨額の貨幣が供給されたことになる。このため激しいインフレが発生することになる。

1986年のドイ・モイ政策以降、公式に市場経済メカニズムの導入が図られてきた。これを投資資金の流れの観点から整理してみる。1988年から始まる金融制度改革でモノ・バンク制度から二層銀行制度を創設することで、国営企業に対するファイナンスを財政資金から銀行貸付に移行した。先ず国家銀行から商業銀行機能を農業銀行および工商銀行を設立して分離した。補助金として機能していたネガティブ金利をポジティブ化し、銀行借入に市場的な節度を与えた。また、インフレ要因であった中央銀行による国営企業に対する直接ファイナンス、財政赤字のファイナンスは中止された。1990年の税制改革により、財政収入は国営企業からの上納金から税金に変わった。こうしてヴィエトナムは1992-93年頃までに、形式的な市場経済システムの導入をおおむね完了した。

市場経済メカニズムを導入した現在の工業化のための資本形成は、公共投資と民間投資の二部門で行われている。現在のヴィエトナムの国営企業の行う投資はその二部門に分類されている。このうち、公共投資々金の確保は今後も比較的順調と見込まれる。公共投資の資金源として、税収は順調に拡大しており、既に5ヶ年計画の目標であるGDP比21-22%は既に達成済みである。ODAも日本が1992年に円借款で援助を再開し、資金実行ペースでは当面増加が見込まれる。これまでヴィエトナム投資開発銀行が担ってきた財政資金配分機能は、財政省下に新たに設置された投資開発局に移管された。財政省が直接管理をすることから財政資金の管理が強化されるという側面がある。一方、償還を前提とする融資については収益性の観点が確保されねばならないが、政策実施者の政府が、政策的判断を越えて如何に収益性を確保し得るかが課題である。

一方、民間投資システムは順調に機能しているとは言いがたい。銀行の対民間

信用は増加しているが、短期貸付中心であり、金利も高い。問題は民間に中長期資金源が殆ど無い事である。銀行預金は増加しているが、高金利を目当てとするものでしかも短期が中心である。こうした高金利で可能な事業機会も投機的なものに限定される。工業セクターには事業拡大の借入ニーズはあるが、高金利がその芽を摘んでいる状態にある。銀行自体も貸出先がないことから本来の金融仲介機能を発揮できていない。一方、高金利にも関わらず、庶民一般の銀行預金への選好は、必ずしも強くない。その結果、家計部門、企業部門、政府部門をつなぐ資金循環システムが機能しにくい状態となっている。民間資金のうち FDI は様相を異にしており、受け入れ体制に問題を抱えているものの、コミットメント・ベースでは順調に増加しており、今後も一層の拡大が予想される。

(4) 資金フローの変化

先に見たように計画経済システムでは国営企業の予算制約はソフトであった。国営企業が赤字や資金不足になると、財政または中央銀行から資金供給を受けることができた。逆に利益や資金余剰が出れば財政に上納した。政府、中央銀行および国営企業は一体であり、各部門間の資金フローは名目的なものに過ぎなかった。

市場経済メカニズムを導入した後は、国営企業に対する財政からの補助金、中央銀行からの直接ファイナンスはほぼ廃止された。国営企業の必要資金は、商業銀行からの預金をベースとする借入に変わった。税制改革により財政への上納金は売上高、企業所得などを課税ベースとする税金に置き換えられた。この様に国営企業の予算制約はハード化した。事実、国営企業の GDP シェアは上昇しているにもかかわらず、国営企業に対する銀行信用の伸び率は減少傾向にある。また、財政への純移転も大幅に増加しており、国営企業の資金事情は大きな制約下にあると推測される。しかしながら、国営商業銀行が抱える不良債権の存在は、銀行システムにおいて市場メカニズムが完全に機能していないことを証明している。

ヴェトナムの金融仲介機能の進展を二層銀行指標で見ると、二層銀行制度が導入された直後(1989年)の TBI (ボックス 4-1 参照) は 0.6 であり、1994 年には 1.1 へと上昇している。改善傾向にあるとは言え数値の水準は著しく低く、増加速度も小さい。これは、商業銀行が本来の仲介機能を発揮するまでにはかなりの時間がかかることを示している。国内信用残高/GDP 比率で見ても、92 年をボトム (0.15) に改善傾向にあるものの(1994 年 2.1)、極めて進捗が遅い。实体经济の改革なくして、金融制度の改革を進め難いことを証明している。

(ボックス4-1) 二層銀行指標 (TBI: Two-tier Banking Index)

預金銀行による信用供与額の相対的大きさを中央銀行による信用供与額と比べた指標。 $(X/Y) - 1$ と定義する。Xは中央銀行を含む銀行部門全体による、銀行部門を除く経済主体に対する信用総額、Yは中央銀行による国内信用総額である。預金銀行が独立した金融仲介機能を果たしている経済ではTBI高い値をとる(1989年の日本は20、米国は18)。単一銀行制度では国家銀行が発券銀行かつ唯一の商業銀行であるため、TBIはゼロとなる。

4-2 公共投資と開発資金の流れ

(1) 財政資金の動員

1) 財政分野での取り組むべき課題

5ヶ年計画(1996-2000年)によれば、目標とする経済成長達成のために公共投資の水準をGDPの10%まで引き上げ、かつ、その必要資金を賄うために税収の水準をGDPの21-22%レベルにしていく必要がある。計画通りの経済成長達成のために必要な公共投資の増加とその必要資金動員のために、財政分野で対応の求められている課題は、① 財政における投資開発資金の確保、そのための② 再投資等のインセンティブを高める税制改革、③ 財政支出の効率化の3点である。

2) 財政における開発資金の確保

公共投資水準を確保するためには、現状の税収水準(対GDP比20-21%)を維持できる税制を構築することによって、投資に必要な財政資金を動員することが肝要である。 베트남は、同時に、開放経済へのスムーズな移行のために輸出入課税に依存する現行の税制を調整する必要もあり、財政資金の動員とより効率的な税制の確立という二つの課題を1995年以降の第2次税制改革(tax reform phase II)を通じて実現させなくてはならない。

1996-2000年の間に計画されている税制改革には以下の4つの方向性がある。即ち、(1) 安定的な税収の確保のための税項目の見直し、(2) 公正な税制の構築、(3) ASEAN及び国際税制への調和、そして(4) 徴税システムの改善である。また、統一かつ簡素な税制への移行という基本政策に則って、多くの税項目の調整及び変更が計画されている。

税制改革の中核となるものとして、売上税(取引高税)、利潤税、高所得者所

得税からそれぞれ VAT、法人税、所得税への変更があげられる。また、全般的に課税基盤の拡大と税率の引き下げが行われることになっている。とりわけ、VAT については、いずれ税収の根幹を成すものになると見込まれるため、早急に導入することが望ましい。しかしながら、VAT 導入のためには、確固たる会計システムの構築および日々の帳簿記入やインボイスのやり取りが前提となり、完全な導入には困難が見込まれる。小売業者などの一部の小規模・零細な事業体については、こうした実務の実効性は疑問であり、当面、現行の売上税を継続して適用せざるを得ないものと思われる。一方、輸出入税率の引き下げについても、①国際競争下における国内幼稚産業の保護の問題、②輸出入税は最大の税収項目であるため、税収確保のための代替税項目(例えば、物品税)の整備が必要等、慎重に対応すべき問題を含んでいる。

現行の高額所得者に対する所得税を廃止し、所得税の課税ベースを全所得者層に拡大することは、将来的な税収増大の可能性という点から有効と考えられる。一般的にいて、所得税などの直接税は所得弾力性が高いため、直接税比率(税収全体に占める直接税の割合)が高いほど、特にその国が経済成長局面にある場合、税収の増加に直接的に結びつき易い。ヴィエトナムにおける所得税強化についてはその実行性に疑問も残るが、一方で、所得税収増加の取り組みが一定の成功を治めているケースもある。

財政を通じる資金動員として、社会保険基金 (The Social Insurance Fund) は、将来的に公共投資にも活用できる有望な中・長期資金源である。政府予算で管理されてきた社会保険会計は、1995 年 1 月の政令 (Decree No.12/CP) によってヴィエトナム社会保険庁 (Vietnam Social Insurance Agency) が設立されたことによって一般会計から分離された。同庁は、100%政府所有の独立採算組織で、その経営は政府から独立しているが、その活動内容は労働・傷病軍人・社会省の管理の下、政府の社会保険政策に沿ったものとなっている。社会保険基金の財源となる保険料は、(1) 雇用者負担 (賃金総額の 15%)、(2) 被雇用者負担 (賃金の 5%)、(3) 政府の助成金、(4) その他、から構成されている。当面、保険料収入の不足によって、必要な年金支払のために、政府の助成が不可欠とされているが、一方で、ヴィエトナムの若年層の大きい人口構成、今後の経済成長可能性とを鑑みれば、社会保険基金の資金フローは、将来的には余剰が見込まれる。こうした資金を厳格な運営方針のもとに、今後の有望な中長期資金として活用していくことは、ヴィエトナムの経済開発に大きな役割を果たすと思われる。

3) 再投資等のインセンティブを高める税制改革

5ヶ年計画で目標とする税収レベルは 1994 年に既に達成されているので、今後の税制政策としては、より質的な改革に注力することが重要である。まず、産

業界の再投資意欲を削いできた現行の税制を改革する必要がある。産業界の拡大再生産を活性化することは、長期的に税収増にもつながるので、その意味でも重要である。現行税制の特徴は、一部の税項目に過度に依存していることである。例えば、売上税、利潤税、輸出入税、物品税の4項目で税収の実に76%(1995年値)を占める。一方、企業の負担する実効税率をASEAN諸国で比較してみると、売上税を主因としてベトナムの値がもっとも高く、企業に対して過大な負担を課していることがわかる。つまり、現行の税制は、SOE、外資、輸入品など、資金の有るところ及び課税しやすい対象から税金を多く徴収するシステムになっているといえる。これは、税収確保という観点からは合理的といえるが、企業の再投資意欲を削いでいるため、長期的には産業の健全な発展を阻害することになり望ましくない。今後、開放経済下における企業活動を促進するような、国際取引に対応した税制への移行が必要となる。

なお、SOEに対しては、意思決定権を強化することによって、投資意欲をもっと高める必要がある。1995年のSOE改革以後、投資計画の策定権限は原則、関係省庁からSOEに譲渡されたが、投資計画の決定権限は譲渡されていない。その上、実際には、投資の全体計画は依然としてMPIが握っており、SOEの投資決定は自由化されていない。これに加えて、SOEの資産は国が所有・管理しているため、SOEの所有と経営は分離されていない。その結果、SOEは、将来のための投資意欲を削がれてきた。今後は、企業経営の自己責任体制の確立を前提にSOEの投資計画の自由化を図ると共に、所有と経営の分離を実施して行く必要がある。

4) 財政支出の効率化

公共投資を増大させるためには、財政収入源の増大のみならず、財政支出側の効率化を同時に図る必要がある。即ち、(a) 経常支出の無駄を省き、より多くの財源を開発資金へまわし、(b) 公共投資は、公共性の強いプロジェクトに特化させ、(c) 財政の効率的運用のため、適切な監査制度を構築することが求められる。

ベトナム予算に関わる最も重大な問題の一つがその運営・管理システムの未発達である。会計システムや予算法が確立されていないため、これまで予算の実行状況は財政当局によって把握されてこなかった。この結果、膨大な額の財政支出が浪費されてきたと言われている。そこで、政府は現在、予算の実行を厳重にコントロールすべく、各予算実行機関の財務諸表や会計手続を監査するシステムを確立しようと考えている。

公共投資の効率的な運営については、商業ベースに乗るものは、財政から切り

離すことで財政負担を軽減することが望ましい。そのためには、これまで財政支出(投資開発資金)で対応してきた公共投資に対する資本投資 (capital investments) 部分と融資(loans)部分とを明確に区別する必要がある。後者、つまり、採算性のある公共投資に対する財政からの融資については、今後中止することが望ましい。同時に、開発投資資金供給の対象を、公共性の高い事業に限定するとよい。なお、商業ベースに乗る事業については、政府から独立した機関を設け、それに融資業務を担わせることも可能である。その方法の一つとして、国家開発銀行などの公的機関の設立により、公共・民間セクターを問わず、国家にとって戦略的に重要な産業や企業の発展の為に重点的な融資政策を実行していくことも考えられる。但し、このような機関が効率的に機能して行くためには、政府からの独立採算経営や優れた融資審査能力の確立などが前提となってくる。

5) 中央・地方政府間の財政関係

政府の所得再分配機能は、中央・地方政府間でも重要な役割を担っている。これは国の税収源の大半がホーチミン、ハノイ等の一部の裕福な都市に偏っており、その他の貧しい地方に対する所得再分配が不可欠であるからである。中央集権的な徴税システムは、経済成長に必要な資金を集めて再分配するのに、一般的に低コストで、合理的かつ効率的であるといえる。ただし、それが上手く機能するためには、地方で実際の徴税にあたる税務担当職員のモラルの高さが重要になってくる。実際、ヴィエトナム政府が確立しようとしている中央集権的な徴税システムは、効率的に機能しておらず、中央政府は地方政府側に税収隠しが在ると指摘するのに対して、地方政府側は地方歳出が中央に管理されているため、必要な支出が賄えないと抗議しているのが現状である。問題の根元は、地方政府の歳入が地方主体となっている徴税システムに依存する一方で、その歳出が中央政府の裁量で管理されているため、地方歳入と歳出が連携していないことにある。

このような状況を打開するために、中央政府は、地方政府に財政運営権をもつと与えて、税収を増大させる意欲を持たせることも一案である。現在ヴィエトナムでは、地域間の所得分配を重視した中央集権的な財政運営を推し進めている結果、豊かな地方も、貧しい地方も増収意欲を削がれており、そうでなければ得られたであろう税収を得られない状態にある。こうした中央政府、地方政府双方にとって望ましくない状態から脱出するためには、地方の歳入の増加がその歳出に結びつくような財政運営システムを構築することが必要である。そのためには、国と地方の間の財源配分ルールを明確にし、地方政府に財源確保のインセンティブを与えることが重要である。

(2) 公共投資への海外貯蓄動員

移行経済下にあるベトナムにとって、インフラ投資などに代表される経済開発のための公共投資の需要は極めて大きく、その所要資金の調達には、引き続き海外貯蓄の動員が不可欠である。

公共投資への海外貯蓄動員手段としては、ODA 資金の受け入れや、海外市場での政府債発行、外国銀行借入等の商業借入がある。ODA 資金も無償援助資金(グラント)とその他の各種借入に大別される。現在の国内外の経済情勢の下では、グラントの増加は限られたものであり、商業借入もコストなどからみて現実性に乏しい。従って、主要な資金調達手段たりうるのは、引き続き ODA 資金の借入ということになり、以下のような留意点が浮かび上がってくることになる。

1) 対外債務管理の徹底

ベトナム政府に対する ODA は、これまで比較的順調に拡大してきただけに、有償援助資金を簡便な資金調達手法とみなす可能性がある。しかし、有償援助資金は、グラントや FDI といった無償の外国貯蓄動員手段と違って償還の負担を伴うものである。従って、有償援助資金及びその後の対外債務管理は、正確を期した公共投資計画と税収見込みの下、常に慎重に行われなければならない。

現在ベトナム政府は、国家予算の 10%、輸出の 15% を対外債務返済に充てるとのガイドラインを呈示している。しかし、このガイドラインの算出根拠となるべき重要な数字、例えば石油の埋蔵量や産出予想量、そうした産出量を達成するために必要な開発投資額、などが示されていない。このように、客観的・定量的な将来計画を欠いている状況の下、ベトナム政府関係者の中には、将来の石油・天然ガス収入を楽観的に見積もり、借入の一層の増大を目指す向きもある。

こうした楽観を排し、過重債務のリスクを避けるためには、客観的・定量的に公共投資額と償還財源の額(税収増など)のシミュレーションを行うとともに、対外債務の総額をシミュレーションからみて返済可能な一定水準以下(実際の借入は少なければ少ないほどよい)にコントロールすることが必要となる。こうしたシミュレーション作成は、既に MPI 部内でも着手されているが、今後そうした作業を深めていくに当たっては、公式の成長目標からいったん離れて、輸出額・返済必要額などが最悪の水準に陥る場合を想定することが推奨される。また、中央銀行の外貨準備高を予測するため、民間セクターの対外債務をも含んだ債務スケジュールの策定を同時に試みることを望ましい。

また、ヴェトナム政府は、公的援助資金の頭打ちに対応すべく、商業ベースの外債（ユーロ債等）の発行を検討している。こうした発行は確かに現在でも可能である。しかし、対ロシア・東欧、対パリクラブ以外の国（中東諸国）、対ロンドン・クラブ諸国の、3つの未償還債務問題が解決していない現状では、外債発行や銀行借入は金利等のコストが大きく、ODA 以外の債務の安易な増加は将来にわたって国家財政の基盤を危うくしかねない。そこでこうした外債発行は、ロンドンクラブとの交渉の妥結を待ち、資金調達コストを引き下げてから行うようにするのが良いであろう。

2) ODA 資金の原資と用途のマッチングの徹底

有償援助資金は、ドナーの性格や制度趣旨に応じて、金利や返済条件、リスクなどの点で様々に異なっている。しかしながらこうした貸付の諸条件は、投資対象プロジェクトの個別の採算性を厳密に反映するものでないため、投資対象プロジェクトを慎重に選定しなくては、コストと利益のミスマッチが生じ、不償還リスクが増大する。従って、それぞれの資金を金利や諸条件に応じて、相応しい投資に回すようなガイドラインを設定すること（原資と用途のマッチング）が重要になってくる。しかし、これまでの調査では、ヴェトナム政府がこのようなマッチングを制度的に実施しているという情報が得られなかったことから、以下にマッチングの際の留意点を述べておきたい。

第一にマッチングを適正に行うためには、資金受け入れ・配分の体制の整備が望ましい。具体的には、ドナー（世銀、アジア開発銀行、先進諸国等）に応じて、政府側に個別の受け入れ専門チームを設定することが考えられる。第二に、ODA 資金全体の統括や、分野ごとの配分優先順位の設定などのために、対外債務を原資とする特別会計を設定することも検討に値しよう。第三に、償還の不要なグラントは、直接には償還財源を生まないが外部経済効果の大きい社会インフラ投資などに回し、外貨借入は、産業発展に役立つような産業資産の形成に適切に用いられるよう、厳格な管理が必要である。

一方、マッチングと並ぶ課題として、中南米などの過去の失敗に学び、ODA 借入が間接的に消費に回るような事態を慎重に避ける必要がある。外貨借入は、保護された産業（輸入代替品工業など）の維持にではなく、輸出競争力のある産業（労働集約型の輸出産業など）の自由市場における競争力強化のための投資に投下されなければならない。また、資金をそうした重点産業に投下する際には、当該産業の中での国内企業間の競争を促進するよう留意する必要がある。

4-3 民間投資と開発資金の流れ

(1) 民間貯蓄の動員

金融分野で対応が求められている課題は、現行の金融制度が十分に機能していないため、資金を必要としている所に、必要な資金が十分に循環されていないという現状を改善していくことによって、5ヶ年計画達成のために必要な投資開発資金を十分に供給できる体制を構築していくことである。

1) 機能不十分な金融制度

1988年以降、ヴェトナムの金融制度改革には大きな進展がみられた。中央計画経済から市場経済への移行下で、ヴェトナムの金融制度はドラスチックな改革が行われ、モノバンク制度から二層銀行制度へと移行している。この間、金融セクターへの新規参入が増加している点は、ヴェトナム金融制度にとって大きな進展である。インフレ率の低下、ドルに対するドンの安定、高金利のドン預金を背景に、銀行預金の残高は、低水準ではあるが、着実に増加している。また、マクロ的にみた場合、非国営企業に対する信用の割合を示す金融仲介比率（国内信用残高/GDP比率）の絶対的な水準自体は低いものの、1993年以降着実に増加してきており、これは積極的に評価できる点である。

しかしながら、ヴェトナムが市場経済への移行段階にある中で、金融制度が市場のニーズに充分に対応しているとは言い難い。まず、金融仲介者としての商業銀行についてみると、短期預金金利が中長期預金金利よりも高めに設定される傾向があるため、中長期の預金を集めることが困難である。一方、経済的、政治的なリスクがあるため、商業銀行は主として短期融資を行っている。また、商業銀行の融資審査も十分とは言えない。財務データ等をベースに将来収益を予測する分析手法はほとんど利用されておらず、多くの銀行では担保をベースにした融資が中心であると見られる。また、商業銀行といっても、国営商業銀行と民間株式会社銀行との間における競争条件は対等でなく、資本、店舗、顧客、設備の面で、国営商業銀行が圧倒的に優位に立っている。

次に、資金供給者としての一般大衆についてみると、1990年に多くの信用組合が倒産したこともあって、庶民の多くは金融機関を信用していない。銀行からの預金引出が困難なことも、銀行を信用していない一つの要因と見られている。実際、一般大衆は銀行預金をすることによって預金の出所が追求されること、また、預金自体が捕捉されることを大いに懸念しているようである。そのため、銀行預金をする代わりに、筆筒預金をしたり金（ゴールド）の形で退蔵していると言われており、ヴェトナム生活水準調査を見ても、金、現金、ドルの形で貯蓄

されていることが分かる。エコノミスト誌によれば、一般大衆は100億ドル相当の金(国民一人当たり約140ドル)を退職していると考えられており、国民一人当たりのGDP250ドルに比べて余りにも大きい金額である。最近では、預金金利が高いために短期の定期預金が増加してきてはいるが、中長期の貯蓄手段としては金選好が根強い。彼らは過去の高インフレの経験から、将来のインフレ率の安定に疑問を抱いている。したがって、そうした一般大衆に退職された金、現金を銀行預金の形で取り込んでいく努力、工夫がなされる必要がある。

最後に、資金需要者としての企業についてみると、法律上は差別されていないが、現実には国営企業への融資が民間企業への融資よりも優遇されている。OECDがSPCに委託した企業調査によれば、民間企業は資産の取得、担保、資金へのアクセスの点で、国営企業よりもより不利な状況にあり、多くの民間企業が自己資金で事業を行っている。将来、成長が期待できても労働集約型商品の輸出企業は十分な担保がないため、銀行から融資を受けることはできない状況にある。このような担保をベースにした銀行の融資姿勢は、経済発展にとって重要な役割を果たす雇用及び輸出の促進にとって大きな障害となろう。

したがって、企業は高金利ではあるが、担保が要求されず、また、支払い期限が特定されない私的金融をしばしば利用せざるをえなくなる。私的金融は、中長期の資金を必要とし、建物以外にこれといった担保がなくて銀行融資を利用できない企業の資金ニーズを満たしているようである。一方で、銀行金利が高いために、銀行融資を利用して事業を拡大していくことが困難な企業も現実には多いものと思われる。

なお、ベトナムではかねてよりインフォーマル金融の存在が指摘されている。具体的な規模、実態は明らかではないが、私人間での融資、あるいはHoやHuiと呼ばれる個人間の相互扶助資金と言った2種類のインフォーマルな金融が存在し、短期の貸付、高金利、簡便な手続が特徴と言われており、こうした資金を制度化された金融システムに取り込むことが今後の課題といえる。

2) 家計部門から企業部門への資金供給の創設

インフレなき成長はベトナムの5ヶ年計画達成にとって大きな課題である。重要な点はいかに国内の金融システムを拡大させて、資金需要を満たす資金供給を実現していくかである。そのためには金融システムの改善が必要であり、銀行自身もサービスの向上等によって、銀行に対する信頼を取り戻さなければならない。なお、高い経済成長と健全な金融システムを実現していくためには、何よりもまず、ベトナム経済が安定していることが最も重要であることは言うまでもない。

一般に、ヴェトナムの企業が外部資金を調達する手段としては銀行借入が中心となるが、その大半が短期の借入である。また、企業が社債や株式を発行して資本市場から資金を調達する道はほとんど閉ざされており、さらに、その株式や社債が売買される証券取引所は存在していない。このようにヴェトナムの企業にとっては中長期資金の確保が重要な課題であるが、そのための前提として、企業経営の自己責任体制の下で、銀行を通じた間接金融の機能を早急に拡充することが必要であり、併せて、証券取引所の創設を始め、中長期資金の調達を可能にする資本市場を整備することが望まれる。

A. 商業銀行の強化

銀行に対する信頼を取り戻すためには、まず、銀行のサービス改善が必要である。例えば、顧客が預金を申し込んだ際には、それが承認され預金通帳が正しく発行されるまでに時間をかけてはいけなく、預金者が預金の引出を求めた際には、預金を直ちに引き出せるようにしておかなくてはならない。また、顧客についての守秘義務を徹底しておく必要がある。一方、融資についても仕組を標準化し、融資の手続を簡素化すると同時に、融資の際には担保だけでなく借入先事業の収益性自体をみて融資判断を行うことが望まれる。そのためには、銀行員に対する顧客の取扱や銀行業務についての教育・研修が不可欠であり、また、コンピュータを活用した顧客管理システムの開発も望まれる。さらに、顧客に貯蓄インセンティブを提供する手段としては、インフレ指数連動型預金、高額懸賞金付長期預金と言った新しい金融商品の提供も考えられる。また、銀行による信用創造機能を高め、銀行利用を促進していく手段として、手形を導入し銀行が手形を割引くことにより、顧客が受け入れた手形を容易に換金できるしくみを構築することが望ましい。

以上の改善と並行して、政府は国民に預金を奨励し、ヴェトナムの成長、発展をスローガンにした貯蓄推進運動を展開することも重要である。政府が国民に預金を奨励するに当たっては、一定の期間、例えば2年間は政府は国民に預金の出所を追求しない、また、預金を没収しないことを国民に保証しておくことも必要であり、大口の預金者に大しては何らかの報酬を与える必要がある。同時に、国民に預金を奨励するようなタックス・インセンティブの導入を検討すべきであり、当分の間は、利子に対して課税するのは好ましくない。

B. 証券市場を通じた中長期資金の動員

これまでのところ、国債等、証券の発行規模は小さく、また、その流通市場は存在していない。しかし、債券や株式は将来、中長期の資金を調達する主要な手

段の一つになるものと見られている。5ヶ年計画達成のためには、現段階では、銀行預金形態による間接金融の機能を拡充することが急務であるが、2000年以降のベトナムの工業化までも視野に入れると、資金を必要とする者が投資家から直接に資金を調達できる証券市場の整備が極めて重要な意味を持つものと考えられる。まず、中長期の債券発行により資金を調達するためには、投資家の満期前の自由な換金が可能となる流通市場の整備が必要であり、早急な取組が望まれる。しかし、株式や株式会社の概念は十分に理解されていないので、まず、株式についての情報を一般大衆に普及させることが重要である。なお、現在、社会保険基金の規模は小さいが、長期的にみて若年世代の増加によって大きく成長していくことが予想され、他国の年金基金のように主要な投資家、すなわち中長期資金の供給源として登場してくることが期待できる。

C. インフォーマル金融の組織化への取組み

インフォーマル金融を制度化された金融システムの中に取り込むために、新たな制度金融の仕組みを検討することが望ましい。新たな制度金融の仕組みとして、商人のみで構成される組合を作り、それらの余剰資金を一箇所に吸い上げ運用を行う中央組織機関(銀行)を創設することが考えられる。

組合の主たる役割は組合員間における相互扶助であり、組合員である商人が運転資金を必要とする場合、組合は一定の預金残高を有する組合員に対して貸付を行い、組合で余った資金は中央組織機関で吸収し、専門家によって投資や融資の形で運用が行われる。さらに組合はメンバーからの預金を受け入れ、預金の獲得はフェイス・ツー・フェイス、すなわち、組合の職員が毎月組合員を個別に訪問し、小額の資金を集める形をとる。さらに、小額の預金積立が長期的にみて預金者にとってメリット(例えば5年間積み立てると、満期時に子女の教育資金が低利で借りられる等)となるような、新しいタイプの積立預金も考案するとよい。なお、以上の前提としては、既存のインフォーマルな金融自体にそれ相応の体制が備わっていることが必要であり、また、組合への加入が組合員自身にとって大いにメリットとなるような仕組みにしておくことも必要である。

D. 郵便局のネットワークを活用した貯蓄動員

ベトナムでは一般大衆にとって都市部及び農村部ともに銀行に対するアクセスが容易ではないように思われる。銀行以外の貯蓄動員のネットワークを構築していくためには、新たな方策が考えられよう。その一つが郵便貯金である。貯蓄動員の新しいネットワーク拡大のための方策、及び中長期資金供給のためのツールの一つとして郵便貯金制度の導入を検討することが望ましい。郵便貯金は

アジアの国々で導入され、銀行がカバーできない全国的なネットワークによって提供される利便性、政府が運営するという性格により、小額の資金を一般大衆から吸収することに成功している。また、日本では地域で信用できる人物が郵便局長となったことも成功の一因と言われている。郵便局のネット・ワークにより吸収された預金は中央組織機関で投資や融資の形で運用され、中長期資金を供給する役割を担っている。郵便貯金制度がベトナムにおいて成り立つものかどうか、また他の機関を活用できる方策が可能かどうかとも検討する必要がある。

(2) 産業への中長期資金供給

移行経済下での経済開発を成功に導くためには、国際競争力のある産業、なかんづく製造業の育成が不可欠であり、そのためには、産業への中長期資金の供給が不可欠である。工場建設や機械の購入などのために設備資金が必要なのは言うまでもないが、輸出振興効果・雇用効果の大きい労働集約型の製造業では長期運転資金の需要も大きい。また、FDIを行う外国企業にも、為替リスク回避のため、国内での資金調達ニーズがある。

しかし、現在のベトナムにおいては、こうした中長期の投資資金を産業、特に発展しつつある民間企業に供給する金融システムが形成されておらず、これが産業発展のボトルネックとなっている。そこで以下では、産業への中長期資金供給を円滑に行うための金融システム構築について考える。

1) マクロ経済の安定と中長期金融リスクの低減

ベトナムの金融の実態を見ると、貸出金利が長短逆転状態にあり、また、依然インフレに対する懸念が根強い。このため、融資期間は短期(3~6ヶ月)がほとんどであり、貴重な資金が、中長期の資金投下を要する輸出型の製造業ではなく、短期で投資回収可能な内需型のサービス業への投資、あるいは高金利の約束される国債購入や預金などの短期の金融資産に回る傾向が強い。

かかる中長期金融の欠如の背後には、過去のマクロ経済の不安定状況の下で、信用創造一般に係るリスクが極めて大きかったという事情がある。インフレに加え、デフォルトリスクを反映して金利が高どまり、その高金利がデフォルトリスクを一層増大させるといった悪循環が起こる。その結果、貸付は短期的で顔見知りへの融資が中心となった。現在でもベトナム産業界において広く見られる即時現金決済主義(手形決済システムの欠如)などは、こうした信用創造の欠如の端的な現れである。

従って、中長期金融システムの欠如という産業発展のための金融面でのボトル

ネックを解消するには、迂遠ではあるが、まずドイモイ以降に達成されつつあるマクロ経済の安定の継続と、中長期金融の償還確実性の確保のための法制度(担保執行制度、企業財務情報の監査・公開制度)など、諸制度の整備が不可欠となる。なかでも、インフレの抑制、外国為替レート of 安定、金利水準の低減と長短金利逆転の是正など、現在成功裏に進められつつあるマクロ経済関連諸政策の継続と一層の追求が重要となろう。

2) 国内での中長期資金源の確保

現在ヴェトナムにおける中長期資金源は、ほとんど ODA・FDI・政府資金が占めており、国内の企業や国民からの、定期預金や株式等の購入といった形での中長期資金の供給は、需要の規模に比べて極めて乏しい。証券発行が成功していると言われているが、国債の償還期限は最大1年であって中長期資金源とならないし、最近登場した資金償還期限最大3年のプロジェクトボンドも、買い手は多くが国営企業であり、一般国民からの資金の動員が行われていない。

国内貯蓄動員の決め手として、株式市場の設立の検討も進められているが、民間企業セクターが未発達であり、また国営企業改革も未だ途上にある。従って、企業会計情報などの生産・開示システムも整っておらず、直接金融の市場が実効的に機能していく条件が企業側において整うまでには、まだまだ時間を要するものと考えられる。

この問題の解決の一助として、前述したように、社会保険基金や損害保険会社の資金の一部を中長期融資の資金源に振り向けることが考えられる。若年人口の多いヴェトナムでは、将来のいずれかの時点において、社会保険基金の収入が支出を上回ることが期待される。そこで、社会保険基金に社債、銀行債などの長期金融債を購入させることにより、相当額の中長期資金が確保できよう。

また、前述のように郵便貯金の導入などによって国民の中長期預金を少しでも増加させていくことが重要であるほか、短期預金を何らかの方法で期間変換して中長期資金源とすることも検討されてよい。例えば、預金吸収機能のある株式銀行などに対して、中長期金融を担う銀行が中長期債を販売し、中長期融資の資金源とすることが考えられる。これは、日本において、長期信用銀行の資金調達に用いられた方式である(利付金融債方式)。

3) 長期資金供給体制の整備

資金源の確保と並んで重要なのは、相対的にリスクの大きい中長期融資を、育

成すべき特定の産業に向けて安定的に供給する金融システムの整備である。

現在ヴェトナムでは、政府機関（大蔵省投資開発局、NIAF）や投資開発銀行から、主として国営企業向けに中長期資金供給が行われている。しかし、民間製造業、特に中小企業（SME：Small and Medium Enterprise）への中長期資金供給メカニズムは欠如しており、国営企業のうちでも基幹的な企業に中長期資金が優先配分される結果、その他の国営企業や民間企業全般は中長期の公的資金に対するアクセスを欠いており、民間企業の多くは高金利の私的金融に設備資金を依存している状況である。また、正確な企業財務データが不足しており、銀行の審査体制も未整備であるため、金融界全般に、効率的な中長期金融を行うためのプロジェクト審査能力が備わっていない。

こうした状況に対処するために、中長期的には証券市場の整備も不可欠であるが、会計・監査基準の国際標準化や関連法制度整備、人材育成などが緒についたばかりである現状では、銀行の審査機能を活用できる間接金融による中長期資金供給体制の整備を図ることも急務であろう。

その際留意すべきことは、債務者たる企業の経営自己責任体制の確立を前提に中長期資金を供給する機関の金融判断の政策判断からの独立と、専門的審査能力の確立である。政府の一部門から企業への直接の融資は、金融判断と政策判断が矛盾する場面において後者を優先させ、結果として不良債権を積み上げる危険性が大きいことから、望ましいものとはいえない。

採りうるオプションとしては、中長期資金向けの政府の拠出金を有し、多年にわたる中長期金融業務を通じて審査能力を有する投資開発銀行を、中長期金融専門の機関とすることがあろう。この場合、投資開発銀行としては、直接国営・民間の大企業に対して中長期金融を行うとともに、株式銀行に向けて中長期資金のホールセールバンキングを行うことにより、間接的に民間SME向けに中長期資金を供給することが考えられる。また同時に、投資開発銀行の金融判断の自主性の確立による不良債権累積の防止と、研修の充実などによる審査能力の函養（担保至上主義からプロジェクト審査主義へ）を図ることが望ましい。

また、より即効性のある中期金融の方策として、機械設備などのリースの活用の一層の促進が考えられる。既に国営銀行が合弁リース企業を設立しているが、こうした流れを政策的に支援し、その活動分野を地方へ、対SMEへと広げていくことが望ましい。

(3) 民間投資への海外貯蓄動員

5ヶ年計画の掲げる成長目標の達成には海外貯蓄動員とその有効な利用が不可欠であるが、この点、豊富な若年人口を抱え、低廉で良質な労働力を有するベトナムは、先進諸国はもちろんアジアの中進国からみても、非常に魅力的な投資先である。

一般に海外からの民間投資は、FDI（外国直接投資）、債券購入や銀行貸付などの金融投資、機関投資家のポートフォリオに組み込まれての金融投資、の順に進展するが、市場経済への移行途上にあるベトナムにおいては、ようやくその第一段階を促進する条件が整ってきたところであり、従って、FDIが海外貯蓄動員の主要なチャンネルとなっている。

1) 長期的視野に立ったFDIの促進と活用

FDIは、対外債務を増加させずに海外貯蓄動員を図り、技術移転を通じて国内産業の生産性を高めるものとして、極めて意義が大きい。しかし、FDIは本質的にコスト選好が強く、変動性の高いものであり、今後起こりうる他の低開発国への投資ブームなどに対抗して、これを将来もベトナムにとっての安定的な資金源としていくためには、中長期的には一層のインフラ整備の促進、また、目先の課題としては一層の経済面・法制度面の改善による、FDI促進努力が不可欠である。

特に最近、FDIの認可額と実際の支出の間の乖離が増大しており、ベトナムに進出を表明した外国企業がFDIを実施する段階において、幾つかの障害・困難に突き当たっている状況が窺われることから、以下のような改善策を講じることが望ましい。

第一は、FDI許認可プロセスの簡素化・迅速化・透明化である。中央政府・地方政府の各機関・構成員の間で、同じFDIプロジェクトに関して一貫した取り扱いが行われるよう、ガイドラインの設定と公示、政策の一貫性の徹底などが望まれる。また、既存のベトナム企業への外国企業の資本参加の、一定比率までの容認も検討されてよいであろう。

第二に、多くのFDIプロジェクトのネックとなっている土地関連の課題への対処が求められよう。ベトナムの土地使用権価格は、他のアジア諸国に比して高すぎるとの指摘も多く、また、土地のリース制度・土地使用権担保制度など、土地関連法制度の整備や実効性の確保が進んでいない。実際のプロジェクトの進

行に何が妨げとなっているかを把握し、早急な改善を図る必要があろう。

第三に、FDI プロジェクトへの資金供給の確保が重要である。まず、為替リスクを低減して投資を促進するには、FDI プロジェクト向けの、国内での長期資金供給体制の整備が不可欠である。この点からは、合弁銀行の一層の設立促進と、そのベトナム国内における資金調達などの業務活動の支援が考えられる。また、外国からの資金調達促進も併せて図られるべきであり、この点からは、金融機関の業務提携などによる、国際金融市場との関係密接化推進が望ましい。

最後に、インフラ整備と投資促進を同時に達成できるスキームとして、BOT (Build, Operate and Transfer) を促進することが考えられる。BOT は、基幹インフラの所有権を最終的に国内に留保できるという点でも活用の意義が大きいが、投資を行う外国企業にとっては一定期間内の収益によって初期投資を回収しなければならないというリスクが生じることもあって、なかなかその利用が進んでいない。そこで、優先順位の高いインフラ関連 BOT に限って投資回収の政府保証などを行い、その促進を図ることが考えられる。

2) FDI の副作用＝ドン高の圧力下での為替レート管理

現在、ベトナムへの FDI 総額(契約ベース)は GDP と同水準にまで達しており、これに伴う外貨流入がドン高圧力を生んで、輸出競争力を阻害し、貿易赤字の増大につながる懸念されている。

しかし、逆にドン安が進行すれば、対外債務問題が深刻化し、また現状の輸出入バランスでは、輸入品の価格上昇がかえって貿易赤字を増大させ、またインフレを生じさせる危険が大きい。また、メキシコなどで見られたように、急激な自国通貨の下落は、輸入品価格の上昇による貿易赤字の増大→外貨準備の急減→為替レートのさらなる下落という悪循環を招き、大きな経済混乱を生む可能性がある。従って、当面のところは、以下のように慎重かつ安定を指向した外国為替政策を採り続けることが望ましい。

A. 実質実効為替レートに基づいた為替水準の把握

現在、ドン・ドルの名目為替レートは安定しているが、ベトナムと米国のインフレ率の相違分だけ、ドンの実質レートはドルに対して切りあがり続けており、これが輸出競争力を低下させている懸念がある。

しかし、ドルは他のアジア通貨一般に対して切り下がる傾向にあり、従って、全てのヴェトナムの貿易相手国の通貨との間のレートを貿易額に応じて加重平均して算出する「実質実効為替レート」は、対米国の実質為替レートほどには切りあがっていない可能性が強く、問題の深刻さの程度はやや薄れるものと予想される。従って、より有効な為替政策の基準としては、こうした実質実効為替レートを算定して用いることが望ましい。

B. 実質実効為替レートの切り上げ基調の一定限度での容認

現在の実質実効為替レートの切り上げ基調の背景には、これまでの国内経済動向の惰性から、インフレが即時には沈静化しないことがある。これはいわば過去のインフレのコストであり、この点からはある程度のドン高は容認せざるをえない。

また、実質実効為替レートの緩やかな水準での切りあがり、それ自体は、国内の構造改革、なかんづく輸出産業の合理化を促進し、これによってかえって国際競争力の強化につながる可能性がある。また目先の課題である国内のドルのドンへの転換の推進にも貢献する。こうしたドン高のメリットにも留意する必要がある。

C. ドル買いオペレーションの副作用への対処

過度のドン高を防ぐべく、中央銀行が、ドン高圧力に対処するためにドル買いオペレーションを行っているのは妥当な施策である。しかし、これにより国内にドンの過剰流動性が発生することから、国債や中央銀行債、社債といった国内債券の売りオペを同時に行い、これを吸収していく不胎化(sterilization)が必要となる。この点からも、国債市場の創設や中央銀行債の発行などの最近の動きは評価される。

しかし、このような債券売りオペは、それ自体がまた、債券価格の低落や金利高をうむ可能性が大きい。また現状では、中央銀行のドル買いオペの相手は専ら国営外国為替銀行であり、この点も国内への流動性の供給元が偏るという問題を生んでいる。従って、ドン高圧力に対処するために、ドル買いオペ以外の方策の併用も検討しなければならない。

5. 産業政策

東アジア諸国の目覚ましい経済成長とともに、工業化のための産業政策が脚光を浴びるようになってきた。ヴィエトナムの5ヶ年計画においても、工業化の積極的な推進が大きな柱となっており、そのための適切な政策が求められている。ここでは、我々の研究の成果をもとに、ヴィエトナムの産業・貿易の構造および5ヶ年計画に盛り込まれた産業政策をレビューし、主要なイシューを整理する。そのうえで、今回の計画に盛り込まれている資本集約型産業五業種（鉄鋼・石油精製・石油化学・尿素肥料・セメント）の新規投資に対する問題点を分析し、ほかの国の成功や失敗の例を参考にしながら、投資が失敗しないための条件を探りたい。加えて、ASEANの工業化にとって必須の要素となっている海外直接投資推進のためのボトルネックや、中小企業・農村工業発展のための問題点および、AFTA・APEC加盟によるヴィエトナムへの影響をも整理する。

5-1 ヴィエトナムの産業・貿易構造

ヴィエトナムの産業構造は、一次（農業）、二次（工業）、三次（サービス）産業の比率がそれぞれGDPの27.7%、29.6%、42.7%となっている(1994年)。現在のアセアン諸国の工業の比率は40%前後であり(タイ39.2%、インドネシアが40.7%)、ヴィエトナムよりもかなり高い。工業の比率からみれば、ヴィエトナムの現在の状況は歴史的に見てタイの1980年代前半に相当する。

(ボックス5-1) 産業構造の変化（コーリン・クラークの法則）

経済発展に伴って、産業構造は変化する。経済発展の初期には第一次産業の比率が高く、工業の発展に伴って第二次産業の比率が高まる。さらに、工業化のピークを過ぎ、第三次産業の比率が高まっていくのを受けて、第二次産業の比率は再び低くなっていく。他国の例を見ると、日本では、第二次産業の比率は1970年にピークの45.2%に達した。また、韓国では、1991年にピークの45.1%に達している。

ヴィエトナムではここ数年、工業生産は大幅に伸びてはいるが、工業の内訳を見ると、原油・石炭の燃料生産が16%、食品工業が34%(1994年)と、一次産品に依存するものがおおよそ半分を占め、いわゆる製造工業の比率が低い。特に、他のアジア諸国の輸出主導工業化の索引役である繊維関連産業(textile, sewing, tanning of leather) (9.5%) および電機・電子機器 (2.1%) の比率が低く、またそれらの工業部門内でのシェアも、ここ数年伸びていない。すなわち、ヴィエトナムの工業化は、加工程度が低い業種の比率が高く、現在の成長は、一次産品の輸出と国内市場の拡大によるものといえる。このことは、製造業品輸出に主導されて工業化を実現した他のアジア諸国のような成長パターンに、未だヴィエトナムが到達していないことを示している。

次に、貿易構造を見てみると、1991年から、ヴェトナムの輸出先は、ほとんどが西側諸国となり、1991年から1994年までに、米ドルベースで測って、輸出は、92.3%の伸びを示した。一次産品（殆どが食料と原油）は輸出総額の71.6%を占め（1994年）、最大のシェアを保っている。工業の中では、軽工業が輸出の18.3%を占め、輸出の伸びにも、29.6%寄与した。しかし、寄与しているのはほとんど衣料品であり、他のアジア諸国のように、繊維から電機・電子へと高度化する動きはまだ見られない。

輸入を先導しているのは工業製品輸入であり、輸入全体の8割を占める。輸入増加にあたって特に大きな寄与を示す品目は少なく、このことは、ヴェトナムの輸入増は広範な工業品の輸入増によって起こっていることを示す。具体的な品目を見ると、大多数が生産財（製造機械）や投入財（原材料）であり、これは、ヴェトナム国内の工業化が、輸入増に直結するものであることを示唆する。たとえば、衣料品の原材料（布地等）の輸入が、その輸出の増加に伴って激増していることは、ヴェトナムの衣料品産業が低賃金を利用した単なる加工拠点にとどまっていることを示し、それが国内他産業に与える波及効果が非常に小さい可能性が高いことを暗示している。

比較優位にある産業をみるのに、RCA を見ることが多い（ボックス5-2参照）。

（ボックス5-2） 顕示比較優位指数（RCA）

顕示比較優位指数（RCA: Revealed Comparative Advantage）は、ある国の財ごとの比較優位を計測するために用いられる指数である。その国の財ごとの比較優位が、その国の輸出構造と世界全体の輸出構造の偏差として表れている、というものである。たとえば、ある国で、輸出総額に占める軽工業品のシェアが、世界全体でのそれよりも高いのならば、その国は軽工業品に比較優位を持っていると言えることができる。具体的な計算式は以下のようになる。

ある財の $RCA = (\text{その国の輸出総額に占めるその品目の輸出シェア}) / (\text{世界全体の輸出総額に占めるその品目の輸出シェア})$

RCAが1を超えると、その国はその財について比較優位を持つと言えることができる。

主要輸出品目のRCAを計測したのが下図である。これを見ると、ヴェトナムの工業製品の国際競争力は、全般的に見て非常に低いことがわかる。RCAが1を越え、国際競争力があるとされるのが、衣料産業である clothing and accessories と footwear である。しかし、他のアジア諸国はこれらの品目について最盛期には

10以上のRCA値を示したことを考えると、現状の数値はまだまだ低く、これらの品目の輸出増大余地はまだ高いことを示唆する。

RCA of Industrial Goods in Viet Nam

SITC	Commodity	1991	1992	1993	1994
751	office machines	N.A.	N.A.	0.03	0.09
76	family equipment	N.A.	N.A.	0.00	0.00
785	bicycle	N.A.	N.A.	0.14	0.10
78	transportation	N.A.	N.A.	0.00	0.00
84	clothing and accessories	1.94	2.47	2.22	3.58
85	footwear	0.49	0.86	2.55	3.30
896	fine arts products	0.00	0.01	0.01	0.00

5-2 ヴィエトナムの産業政策

1986年のドイモイ政策以降ヴィエトナムでは市場経済化が進められたが、特に1991年のCMEAの崩壊後は、産業構造を国際市場において比較優位を持つように変えていくことに重点が置かれた。このためには、物的および社会的インフラの整備・人的資源の強化・投資資金の確保などの、色々な問題を解決していく必要がある。加えて、環境の保護とか、AFTAやWTOの規則との整合性といったことも考慮しなければならない。このため、ヴィエトナムの現在の産業政策の基本である、工業化を達成する上での方針は、広範な分野をカバーするものとなっている。これらは、次の項目に整理される。

- 1) 工業セクターが、経済成長の牽引役。1996-2000に、年率14-15%の伸びで、2000年に工業のシェアをGDPの34-35%にする。
- 2) 資本蓄積が重要。FDIの推進、ODAの効率的な使用、国内資金の動員。
- 3) 雇用の創出。
- 4) 非国営企業の発展、国営企業との競争。
- 5) 国営企業の改革。経営と所有の分離。
- 6) 輸出産業と輸入代替産業の振興。適切な保護政策の導入。
- 7) 人口の過度集中排除。衛星都市の創出と、農村の発展。
- 8) 公害防止。
- 9) バランスのとれた地域間発展。
- 10) テクノロジーの進歩。
- 11) 物的インフラの整備。適切な優先順位の導入。
- 12) 法律、所有権など、社会的インフラの整備。

- 13) 産業政策を実行するための行政機構の整備。
- 14) 産業政策立案・実施などの、専門家の人材育成。

このように、多岐にわたる目標を限られた資源の中で、優先順位をつけながら具体的に実施していくに際しては、各産業セクターごとの産業政策が重要となる。CMEA の体制下にあつては、重工業に力点が置かれていた。ドイモイ後、特に1991年以降は、消費物資・エネルギー資源・輸出用製造品が、政策的に強調された。今回の五ヶ年計画では、これらの他、エレクトロニクス・建設資材・金属が重点セクターとして加えられ、2000年以降の更なる工業発展の基礎を作ることが期待されている。今回の計画での、各セクターごとの産業政策は、次のようになっている。

- 1) 農村地域での加工工業の振興。ターゲットは、2010年迄に、農村労働力の50%が工業・サービスに従事。重点品目としては、米・ゴム・コーヒー・茶・海産物・野菜・フルーツ・肉。これらの振興により、地域間ギャップを減らす。
- 2) 消費物資の増産と輸出振興、労働力の活用。重点品目として、繊維・衣類・皮革・靴・建材・工芸品・家庭用品。輸出は、下請け脱却。
- 3) 原油・石油精製・肥料・石油化学 原油は、2000年迄に、年20-25百万トン、2010年迄に、30-40百万トン。石油精製は、処理能力年6-6.5百万トンのものを二基（2002年迄に、一基を完成）。天然ガスを使って、2000年迄に、尿素肥料工場（アンモニア日量千トン）を完成。石油化学は、2000年以降。
- 4) 電力は、2000年迄に、発電能力10百万KW追加。発電量は、2000年に、25-27十億Kwh、2010年に、68-75十億Kwh。2010年迄に、国中の電化完成。2000年のターゲットは、90%。
- 5) 機械工業は、国内生産と輸入を組み合わせ、農産物加工・輸送機械・スペアパーツなどの供給を確保。特に、海上輸送の需要のため、造船・船舶修繕が重要。自動車・モーターバイク・家電製品などの輸出振興。
- 6) 電機・電子、情報機器産業は、色々なレベルの完成品をSKD（semi knockdown）からCKD（complete knockdown）、さらには、IKD（intensive knockdown）へと高度化。部品は、サポートインダストリーを発展させることが重要。研究・生産・日常生活の各現場で、コンピューター化を広げていく。
- 7) 建設資材は、セメントを重点品目として、2000年迄に生産能力年16-20百万トン、2010年迄に30百万トン。ガラスは、2000年以降、年20-25百万平米。
- 8) 鉱業・金属のうち、鉄鋼は、2000年迄に、年産2百万トン。Thach kheの鉄鉱石が年産10百万トン期待できる2000年以降は、年産1.5-3百万トンの一貫製鉄所建設。2010年迄に、鉄鋼年産7-8百万トン。アルミは、2000年以降、年産150-200千トン。

セクター別の目標は、このように広範に、かつアンビシャスなものとなっており、輸出と輸入代替の同時の振興が期待されている。これらの工業のうち、ヴェトナムの産業の比較優位に基づく最も有望な成長経路を考える上で参考になるのは、まず、先行する他の東アジアの国々の経験である。他のアジアの国では、殆ど例外なく、輸出の振興のもとに繊維などの単純労働集約産業がまず発達して雇用を吸収し、次いで、機械などの高度労働集約産業に重点がシフトしていった。特に、ASEAN においては、FDI が利用できたこと、およびエレクトロニクス革命で高度な製造機械を輸入できたことにより、比較的容易に高度労働集約産業が立ち上がってきている。現在のこのような国際的な環境を考えれば、ASEAN と同様に、ヴェトナムの産業の比較優位に基づく最も有望な成長経路は、労働集約産業のなかで、ロウ・テクノロジーのものからハイ・テクノロジーのものへとシフトさせていくことだと思われる。海外の投資家の多くもこの見解を支持している。さらに、ヴェトナムにおける人的資源の優位性を考えれば、この見方は、一層の説得力を持つものと思われる。

今回のセクター別の目標の中で、特に注意が必要なのは、資本集約型産業の位置付けである。ヴェトナムのような人口規模の国は、いずれは重化学工業を国内に持たなければならないと思われるが、これらの産業は、色々な波及効果はあるものの、巨額の投資が必要なおえ、当面の雇用は比較的少ない。それぞれの産業の特性をよく見極めて、投資が失敗に終わらないようにしなければ、経済にとって、大きな負担になるであろう。次のセクションでは、今回の計画に入っているもののうち、特に投資額が大きいと思われる五業種について、様々な角度から検討し、提言を行う。

5-3 資本集約型 5 業種の新規投資にかかわる問題点

現段階のヴェトナムにとっては、労働集約型の産業が最も有望であるが、東アジアの経済発展の歴史を振り返ると、資本集約型重化学産業が工業化において重要な役割を果たしたことも事実である（ボックス 5-3 参照）。ヴェトナム政府は 95 年 8 月時点の 5 ヶ年計画の初期草案において、天然資源活用の資本集約重化学産業に興味を示しているので、鉄鋼、石油精製、石油化学、尿素肥料、セメントの 5 業種について、その産業としての特性と、国際市場の状況及び、新規投資に係る留意点を述べる。

(ボックス5-3) 韓国の経験およびASEANの現状

韓国においては、1973年に、重化学工業化のマスタープランが策定され、鉄鋼や石油化学などの大規模投資が積極的に推進された。当初は、規模が大きすぎて愚かな投資になるといわれたが、内需の伸びと輸出で乗り切り、現在では、韓国の底力となっている。しかし、韓国の場合でも、輸出よりは内需を主眼に置いていたことに留意する必要がある。ASEANのばあいには、ようやく1990年代に入って、経済成長により内需が伸びて、鉄鋼や石油化学の投資が始まりつつあるといえる。

これらの産業は、巨大な設備投資を必要とし、資金回収には長い期間がかかり、単位当たりの生産コストの僅かの差が、事業の成否を左右する。また、セメントを除くこれらの製品は、国際的な市況商品であり、その価格は世界的な経済の状況と需給により大きく変動する。ヴェトナム国内での重化学製品にたいする需要は、経済発展が更なる段階に進んだ時点では急増することが見込まれるが、現時点では設備投資の適正規模より小さい。このため、投資のタイミング、国際的な製品需給状況、各プロジェクト毎のフィービリティについて詳細に検討することが必要である。

5ヶ年計画の初期草案において、天然資源の活用が重視されているが、日本や韓国の鉄鋼業の経験からも明らかなように、原材料の賦存が必ずしも国際競争力につながらないことに留意する必要がある。原油や鉄鉱石などは原料として輸出が可能であり、巨大な設備投資をして製品にした場合のコストが、国際的に比較して低くない場合には、プロジェクトは大きな損失と巨額の負債を抱えることになる。ヴェトナムの真の強みは、天然資源ではなく人的資源に有ることを銘記し、産業政策もその活用を図ることが重要である。

(1) 鉄鋼業

鉄鋼業は、巨額の投資を要すること、他の産業への影響が大きいことから、他のアジア諸国では、国家プロジェクトの国営企業としてスタートしている。製鉄所建設のリードタイムも長くかかるため、十分な検討のもとに、長期的なマスタープランを策定して設備投資を行う必要がある。近隣諸国でも、成功している例ばかりではない(ボックス5-4参照)。

(ボックス5-4) 製鉄所投資の明暗

近隣諸国の製鉄所には、コスト高で御荷物になっているケースも見られる。例えば、M国では、直接還元製鉄 Direct Reduced Iron (DRI) プラント（年産120万トン）が90年代前半から稼働したが、初期設備投資が業界の常識よりも大幅に上回ったこと、製鋼工場と圧延工場が極めて遠く離れており、トラックによる輸送コストがひどくかかることから大幅赤字が続いており、国営企業であるので政府負担が拡大している。一方、I国では、DRI プラントが順調に稼働しており、工場の増設も検討している。両国とも国内鉄鋼需要は経済発展から極めて旺盛だが、プロジェクトの採算は大きく異なる。従って、小規模の一貫製鉄所を作る場合でも、慎重なフィージビリティスタディが必要である。

ヴェトナムの国内需要が大幅に増加すると予想される21世紀初頭には、300万トンクラスの高炉一貫製鉄所の建設が商業的に採算がとれるようになる可能性はあり得よう。しかし、その際には、①国際競争力のあるプロジェクトであること（スケールメリットを最大限生かすために、臨海で大規模コンビナートが望ましい）、②国内需要でかなりの量がはけることが必要となる。前者が成立しない場合は、コスト高相当分は保護せざるを得ず、財政ないし消費者の負担を強いられる。後者が充されない場合は、国際市況のリスクにさらされる度合いが高まり事業リスクは高まらざるを得ないこととなろう。

鉄鋼製品の国際需給は、韓国、台湾を始めアジア諸国においては積極的な能力増強計画が行なわれる見通しだが、インフラ建設向けなど旺盛な鉄鋼需要の伸びから、ASEAN地域の鉄鋼不足は2000年以降も続く見通しである。しかし、大規模設備が立ち上がるときには需給がゆるむので、特に今後輸出余力を高める韓国、台湾の設備投資動向に注意が必要である。現在のASEAN諸国の鉄鋼業の特徴は、国内需要向け電炉及び圧延が中心であり、今後の設備投資計画も中規模電炉製鋼（100万トン位まで）や圧延設備の新・増設が主体となっている。

日本、韓国等の経験から、原料資源の賦存は、鉄鋼業において国際競争力上の利点とはならず、最適な鉱石を専用船で多量に輸入し、臨海工場で大量生産することでコストダウンを図るのが有効であることが立証されている。したがって、既存の原料資源の利用という発想で一貫製鉄所を建設した場合、原料調達面のフレキシビリティに欠け、結果的にはコスト高から失敗となる可能性がある。国際競争を考えた場合、日本、韓国、台湾の輸出価格に対抗できるコスト構造を持ち得るか否かが企業化調査のポイントとなる。

(2) 石油精製

ヴェトナム政府は原料立地による輸出志向型石油精製事業に興味を示しているが、石油精製事業は東アジアに於いては、原料立地よりも消費地立地の動きが強まる見通しである。これは、原料立地による輸出志向型石油精製事業を行う場合、ヴェトナムに限らず各国とも、①現在域内の輸出拠点となっているシンガポールの精製コストに新規の製油所では対抗できないこと、②国毎に石油製品の消費パターンが異なり、しかも品質基準等の対応が市場により異なること、③連産品の販売力の問題など採算面から企業化可能性に乏しいためである。

しかも、ヴェトナムの場合、外国資本との合弁による石油精製事業を計画しているが、その際には事業として採算性を維持することが極めて重要であり、行政組織のあり方等、今後ヴェトナム側が解決していかなければならない課題も多い。こうした課題が解決されて、事業としての採算が確保されなければ、現在興味を示している外国資本も、態度を変えかねない（ボックス5-5参照）。

(ボックス5-5) 石油精製業は、儲かるビジネスか？

石油精製を産業として捉えた場合、大変利幅の薄いビジネスであることに留意が必要である。精油所が受け取る精製マージンは、石油危機の時などを別にすれば、過去10年の平均で見て、1バレル当たり約1 US\$に過ぎず、日量10万バレルの精油所が年間300日稼動しても、30百万US\$にしかない。石油精製所は、この中から、金利を払い、償却を行わなければならない。石油精製は、鉱区利権、探鉱、産油、精製、石油化学、流通、小売りという一連の石油ビジネスの中に位置付け、投資側と受入国側の利害のバランスを図ることが重要となる。

外国資本による石油精製事業が、投資側と受入国側の利害の違いからプロジェクトの進捗が滞るケースは少なくない。例えば、C国では、石油精製所の生産性向上という観点から従業員の大幅削減を計画した外国資本に対し、C国側は反対に雇用確保のため大幅な増員を要求するなど、両者の思惑にズレが生じ、プロジェクト計画が宙に浮いたかたちになっている。

(3) 石油化学

アジア諸国における石油化学工業は、旺盛な需要の伸びと政府主導の保護育成策等から近年急速な発展を遂げている。とくに、ASEAN諸国においては、国営企業を主な担い手として、80年代後半から石油化学の上流分野への本格的な発展局面に入っている。

しかし、石油化学のエチレンセンターなどの上流分野は、①投資規模が大きく、しかも変動が大きい国際市況の影響を受け易いなど事業リスクが大きいこと、②国内市場が製品の受け皿として充分成長していない場合は企業化可能性が乏しいこと、③資本集約的ではあるが、雇用吸収力は比較的小さいことなどの産業特性を有しており、基礎素材産業としての重要性は極めて高いものの、参入のタイミングについて慎重さが必要である（ボックス 5-6 参照）。原油や天然ガス資源に恵まれたインドネシア、タイ、マレーシアの経験に則して考えると、先ず、石油精製事業を育成し石油化学工業の基礎を整備しつつ、自国内での樹脂加工等の川下産業が外資導入等により成長局面に入った時期をとらえて、エチレンセンターの建設など上流分野に展開していることが分かる。

（ボックス 5-6）近隣諸国の新設エチレンセンターの苦戦の例

ヴェトナムが将来一貫プラントを建設する場合は、近隣 ASEAN 諸国の例と同様、輸入代替型となると考えられるが、その場合はとくに国内の、プラスチックなどの川下分野の発展のベースを充分検討する必要がある。輸出品は、市況の変動が激しい上に、一般に低迷期が長く、ブームは短い。（東南アジアの石油化学品の国際市況は、余力能力を持つ欧米の経済状態に一番左右される。）現在では、一年程まえに、短いブームが終わり、低迷期に入っている。T国のケースではこうした事前の検討が不十分であったために、結果的に上流の輸出依存度が高まり、事業経営上のリスクが高まっている。また、100%外国資本でスタートしたI国のケースにおいても、国内向け比率が低く、採算の悪い輸出中心で厳しい財務状況を強いられている。

しかしながら、近隣 ASEAN 諸国の経験が、ヴェトナムにとりそのまま有効となる訳ではないことに留意する必要がある。第一に、AFTA 成立を踏まえ、インドネシア、タイ、マレーシアでは、①参入規制の撤廃、②関税率の引下げ、③外資規制の緩和等、石化産業の自由化策を徐々に推進し始めており、後発となるヴェトナムにとり、石化産業の保護政策に対する国際的許容度がせばまっていることである。第二に、シンガポールを始め、アジア市場でのシェア拡大を意図した、設備増強計画が進行中であり、コスト競争力の優劣が事業の成否を今まで以上に左右すると考えられることである。

したがって、事業化に際しては、国際的に許容可能な石化産業の育成策の内容及びその期間を充分見極めることが重要であるとともに、国際競争に耐える得るコスト競争力の有無等の入念なチェックが必要である。

（4）尿素肥料

外国からの ODA 等の資金導入に相当程度頼らざるを得ない資本集約的な尿

素肥料工場の建設には、農業政策、天然ガスの利用の視点だけでなく、国際需給の見通し、国際市況の変動に耐えうるコスト競争力があるかどうかの入念なチェックが不可欠である。

世界の尿素肥料需要は80年代末までの20年間に平均年率5%強の成長を見た。この間に供給能力も積極的に拡大され、80年代以降は供給能力超過の状態が続いている。80年代には世界的な供給能力超過と、ナフサ価格の急落を背景に尿素肥料の国際市況は急落し、年間60ドル程度の幅で市況が変動した。この期間、生産コストが周辺国のプラントよりも高い肥料工場は、国際市況が低迷するたびに損益分岐点を割り込むことになり、赤字に悩まされた(ボックス5-7参照)。

(ボックス5-7) 尿素肥料の長期低迷期における近隣国プラントの苦悩

80年代なかばM国において稼働開始した尿素肥料工場(尿素肥料年産能力約50万トン)では、当時生産コストが180US\$/t程度であったと推測され、例えば100US\$/tで出荷せざるをえない場合には、年間4,000万ドル程度の損失が発生したとみられる。80年代後半に、T国において国営尿素肥料工場(尿素肥料年産能力約67万トン)の建設が計画されたが、国際援助機関の行った企業化調査に対して、事業主体である国家肥料公社が疑問を抱き、中立的な立場にある大学の教授に再評価を依頼して、国民的な関心の集まる中で、計画を中止するということが起こった。B国は、国内天然ガスを原料とした3つの同規模の尿素肥料工場(それぞれ尿素肥料年産能力約50万トン)を80年代後半に完成させた。当時生産コストが115US\$/t程度と推測されるこの3工場が、仮に100US\$/t割れで出荷せざるをえなかったとすると、年間2,000万ドル強の損失が発生したとみられる。

尿素肥料工場の収益構造をみてみると、まず、生産コストは基本的に①原料費、②プラント建設費、③操業度の三つの変数により決まる。ナフサ及び天然ガスはアンモニア合成に投入される直接原料であり、変動費の太宗を占める。自国内で原料調達し、高い操業度を維持することがコストの安定性につながる。次に販売面では、自国の農業政策と国際市況が重要となる。

尿素肥料は、世界的な需給バランス及び主原料であるナフサ、天然ガス価格の変動が貿易価格に反映される、典型的な国際市況商品である。ここ一年ほどは、尿素肥料の市況も回復して、新規設備投資の計画も聞かれるようになった。しかし、現在、旧ソ連圏の尿素肥料の供給力超過は、94/95肥料年度に約800万トンにのぼるとみられるが、これは全世界の供給力の一割を越えている。その動向が世界の尿素肥料バランス急変の震源地となる可能性があり、今後の5年間については国際市況の変動も激しい状態が続く可能性が高い。

(5) セメント

今まで述べた、鉄鋼、石油精製、石油化学、尿素肥料の各産業は、その製品が国際的な市況商品であり、国際的な価格競争に直接晒されるか、国民経済に負担をかける関税又は価格コントロールという保護的政策の対象となるという特性を持つものであった。これに対し、セメントはインフラや建築物に使用される重要な基礎資材ではあるが、嵩高のため輸送コストがかさみ、産業としては基本的に「地場産業」である。ベトナムの場合、上記の特性に加え①豊富な石灰石資源、②建設ラッシュにより急増する国内セメント需要など、国内にセメント工場を立地する環境に恵まれている。

しかしながら、石油化学や鉄鋼などに比べ、一工場当りの投資金額が少ないとはいえ、装置産業としての特性から、投資の回収には長期間を要する。現状では、ベトナムのセメント公社の設備増強は財政難から限られており、国内民間資本の動員も難しいことから、能力拡張は外国企業の直接投資に依存せざるをえない状況である。

海外投資家サイドの見方としては、上記の有利なベトナム国内事業環境には魅力を感じるも、セメントの価格政策や電力などのユーティリティー価格の見通しなどに対し、政策の安定性と透明性に若干の懸念を示すところもある。また、ベトナムの臨海セメント工場は、国際競争力を持つ輸出拠点に育つ可能性があるとも見ている。ただし、港湾・輸送設備などのインフラ整備のコスト負担を海外企業に押し付けすぎると、長期的には、FDIを阻害することになるだろう。

セメント産業に対する政策を考える場合、その地場産業的性格に鑑み、地域ごとの需要見通しに基づくきめ細かな設備能力増強計画を立てる必要がある。輸送コストが高いために、全国ベースでは需給がバランスしたにしても、局地的な需給バランスの変化が、企業収益の不安定性につながる可能性がある。有利な事業環境に恵まれているため、国内民間資本蓄積が進んでくれば、国内企業家の新規参入も予想される。トラック輸送された袋詰めセメントの「現場練り」というベトナムのセメント消費形態においては、セメントの袋詰め、トラック輸送という雇用吸収力のあるセメント川下産業まで含めて、地域産業振興に役立つ可能性もあろう。

5-4 海外直接投資推進のためのボトルネック

海外直接投資 (FDI) は、資本が不足している国で資本の調達が可能になるだ

けではなく、生産技術や研究開発成果の吸収、経営技術やマーケティング技術の習得、重要部品の調達などに対する波及効果が期待できる。現に、ASEAN の経済成長は、FDI に牽引されているといっても過言ではないほど、重要な要素となっている。เวียดนามは、AFTA の中でも産業の発展がおかれており、FDI の重要性は一層高いと言える。

それでは、FDI を引き付けるためにはどのような条件が問題となるかを考えてみると、次の諸点があげられる。

- 1) 製品の販路（国内および国外）
- 2) 投入品の調達（中間財および原材料）
- 3) 労働力（賃金、生産性、熟練度、教育水準）
- 4) インフラ（運輸、通信、ユーティリティ）
- 5) 関税・税金・補助金の制度
- 6) 受け入れ国の規則（輸入・資本参加・現地調達比率）
- 7) 経済状態や政策の安定性と信頼性

เวียดนามにおいても、これらを整備していくことが必要となるが、これらの条件以外にも、移行経済国に見られがちな、体制的な、あるいは制度的なボトルネックにより、FDI が阻害される事もある。今回の共同研究では、この面でのボトルネックに焦点をあてた。

เวียดนามにたいする FDI は、ここ数年急増しており、1995 年の外国投資認可額（除く石油・ガス）は前年比 62% 増の 66 億ドルに達した。外国投資が始まった 1988 年から 1995 年 12 月時点までの累積で、認可プロジェクト数 1,343 件、認可額 180 億ドルとなっており、そのうち 44% が製造業、35% がホテル旅行業向けの投資である。しかし、実際の投資額は投資認可額の急増ほどのスピードでは増加していない。1995 年の投資実行額は前年比 33% 増に止まり、投資実行率（累積投資実行額 / 累積投資認可額）は、1991 年の 60% から、1995 年には 39% へと低下した。この投資実行率の低下は、主に、投資実行までに時間のかかる製造業への投資が増えていることによるが、外国投資家の現在のเวียดนามのビジネス環境への不満を映している面もあろう。

เวียดนามにおいては、外国企業が投資を実行していくための、標準的な手続きがまだ確立しておらず、外国企業はケースバイケースで状況に対応し、数多くの関係各省庁の許認可を一つ一つとっていかざるを得ない。このようなビジネス環境を、外国企業の立場から投資実行の流れに則して、以下の三つの段階に分けて分析する。第一段階：投資認可取得まで、第二段階：工場建設、第三段階：操業開始後。

投資認可取得までの段階で、外国投資家は関係各省と事前の非公式の交渉（根回し）をすることになるが、投資認可の基準が明瞭でなく、プロジェクトによっては投資認可がなかなか得られないケースが見られる。現在、100%外資プロジェクトやヴィエトナム民間企業と外資の間での合弁プロジェクトについては、投資認可を得ることは必ずしも容易ではない。更に、既存の国営企業の權益をそこなう可能性の有る計画の場合、投資申請の取り止めや、出資比率・事業内容の変更等を迫られるケースが有る（ボックス5-8参照）。

(ボックス5-8) 国営企業改革とFDI促進との関係

国営企業改革に対しては、国全体の工業化戦略の観点から取り組むことが大切である。社会保障制度や市場経済を支える制度作りには時間がかかる、という基本認識に立った上で、中国の例が示すように、①国営企業それ自体の活性化と、②非国営企業セクターの育成を同時に行う、ツートラックアプローチ（Two Track Approach）により軟着陸を目指すという方法も有る。そのためには、国営企業と非国営企業が公平な土俵の上で競争できるビジネス環境の整備が中心となる。現段階のヴィエトナムのように、民間セクターにおいて企業家層が薄い場合には、国営企業の経営効率化を主目的とした、国営企業と外資の合弁事業を促進する必要がある。こうした意味で、現在散見される既存国営企業の權益保護的色彩の強い投資認可運用は、国営企業経営の非効率を温存する結果になるだけでなく、外国投資家の意欲を削ぎ、国全体の工業化戦略の鍵となるFDIの安定的な流入を損なうことになる。

工場建設の段階に入ると、外国投資家は建設認可、土地使用認可、水道・電力・電話使用認可、銀行借入認可等を得るために、多くの関係窓口を回らなくてはならない。また、産業インフラである水道・電力・電話や道路・港湾施設に関しても、外国企業が敷地内だけでなく周辺部分まで自前で投資せざるを得ない場合が多い。南部においてはタントゥアン輸出加工区を管轄するHEPZA（ホーチミン市輸出加工区委員会）やドンナイ工業団地を管轄するDNIZAC（ドンナイ省工業団地委員会）がワンストップサービスの窓口となり、さらに外国企業にたいするコンサルティングサービスも提供し、たらいまわし状況の解消に大きく役立っている。

これまでのヴィエトナム内でのFDIのボトルネックに関する議論は、投資認可までの期間がかかりすぎることや、産業インフラの未整備といった、第一・二段階に焦点があたっていたようであるが、今回のインタビュー調査では操業開始後のビジネス環境にも問題が多いことが判明した。多くの外国企業で不満が聞かれたのは、以下の三点である。①原材料や生産設備の輸入許可を商務省から取るのに、時間と労力がかかりすぎる。②原材料にたいする輸入関税が高すぎる。③売上税の制度により、ヴィエトナム国内の企業から原材料を調達すると割高になる。

このために、電機などの加工組立型の外国企業が、系列の部品製造企業や下請企業をヴェトナムに連れて来ることに二の足を踏んでいる。これらの要因が、ヴェトナムに立地する外国企業のコストを増加させ、国際競争力を弱める結果となっている。

また、外国人の投資活動の多くの局面において、関係する諸官庁がそれぞれ基本的にはケースバイケースで外国企業と、交渉・議論をおこない認可を出している。このような状況下では、ある官庁の認可規準が他の官庁の認可規準と矛盾する場合が出て来る。これを外国企業側から見ると、ヴェトナムにはFDIに対する、首尾一貫した政策が無いと映り、ヴェトナムの投資対象としての魅力を削いでいる。

FDIは、ヴェトナムの工業化戦略の鍵となるものである。FDIの誘致政策を考える場合には、①AFTA加盟による関税率の引下げとそれに伴う貿易構造の変化、②投資家側における東アジアでの域内生産分業の発想、③国営企業の活性化に留意する必要がある。

5-5 中小企業および農村工業の発展のための問題点

ヴェトナムは、農村人口が過半を占め、かつ地域間バランスが重視されるので、中小企業および農村工業の振興が、特に重要な政策課題となっている。雇用機会の拡大、機械・エレクトロニクスなど近代工業を支えるサポーターリング・インダストリーの形成、製品輸出拡大や中間財の輸出代替を通じた貿易収支の改善、農村の貧困の是正と近代化、都市と農村の地域格差の是正などの点で、中小企業および農村工業が果たす役割はきわめて大きい。日本を含む近隣アジア諸国は、経済発展における中小企業の役割を重視し、市場を補完する意味で、いずれも経済発展の比較的早い段階から積極的な中小企業振興を図ってきた。一方、ヴェトナム政府のこの分野での取り組みは、緒についたばかりである。現在のところ、ヴェトナムの中小企業や農村工業は、多くの困難に直面しており、その潜在力を完全には発揮できないように見受けられる。今回の暫定的な共同調査や既存の調査結果をふまえると、製造業に従事する中小企業や農村工業が直面している問題点は以下の様に整理することが可能である。

第一に、資本不足の問題があげられる。銀行の民間向け融資は最近拡大傾向にあるものの、量的には限られており、中小企業や自営業は、事業拡張の計画を持ちながら資金不足で実現できないでいる。銀行へのアクセスを得ること自体が難しい場合もあり、またアクセスを得られたとしても、高金利に加え融資期間が短

く中長期の資金が得られないという問題がある。信用保証制度の整備を含めた中小企業金融の仕組みを検討する必要がある。

第二に、市場情報の不足の問題があげられる。特に需要が伸びている国内市場の情報がうまく得られないことをもどかしく思う中小企業が多く見受けられた。海外市場も含めた市場情報の提供の仕組みを検討する必要がある。

第三に、工業用地の確保の困難さがあげられる。これはハノイなどの大都市ばかりでなく地方都市においても同様であり、増大する内需や外国からの注文に応えるべく工場を拡張することが極めて難しい。また、このため騒音や水、大気汚染といった公害の問題にも対処できないでいる。外国企業のための工業団地だけでなく、国内の中小企業のための工業団地の整備を検討すべきであろう。

第四に、品種管理、生産性向上を含む経営指導の必要性があげられる。中小企業の多くは、経営の経験や知識が不足しており、事業の拡大にあたって経営指導を必要としている。商工会議所などを通じての、中小企業の経営指導の普及が求められている。

第五に、海外市場情報の不足とも関係するが、直接輸出の困難さがあげられる。輸出ライセンスや輸出クォータ制度、輸出手続きの複雑さが制約となって、多くの中小企業が国営の貿易公団や国営企業を通して輸出している。このため、外国のバイヤーとの直接コンタクトが出来ず、外国市場のニーズやマーケットの状況、必要な技術が伝わらず、直接コンタクトによって得られる多くの恩恵を受けられないでいる。また、輸出金融制度の欠如も中小企業の輸出潜在力を阻害しているといえよう。

このほかにも、中小企業、農村工業に固有の問題ではないが、法制度等のビジネス環境の未整備があげられる。ヴェトナムの法整備は急ピッチで進んでいるものの、まだ不十分である。また、これも大企業を含め一般的な問題であるが、税制の問題がある。利益税は高率であり、加えて、売上税や各種の税金、様々な官庁から追加的に徴収される手数料等は民間の経済活動を阻害する要因となっている。政府は、利益税の改正や国内投資法によって、優先分野に対する税の優遇措置を決めたが、多くの企業がこの法律に基づくインセンティブを享受できないでいるのが現状である。

以上のほか、共同調査では、問題点として、インフラの未整備（特に農村工業においては地方道路網の未整備）、密輸品との競合、技術や専門知識を持つ人材

の不足、特に農村部における教育の遅れなどがあげられている。

ヴェトナム政府がまずやるべきこととしては、中小企業および農村工業の重要性に鑑み、このセクターを積極的に支援する方針をまず確認する必要がある。その上で、中小企業や農村工業の行政を包括的に担当する機関を特定し、すっきりした行政体系を作る必要があると思われる。その体制ができたところで、上に述べられているような問題点に対処していく必要がある。

5-6 AFTA・APEC への加盟とヴェトナムへの影響

ヴェトナムは、AFTA のような地域統合経済という新しい枠組みの中で工業化を図るといふ、従来とは違った産業政策の環境に直面している。長期的には、貿易体制の自由化による世界経済への参加は、工業化によって経済発展を図り、市場経済化を達成するために不可欠な条件であると思われる。貿易・投資の自由化が経済発展戦略の重要な要素の一つであることは、東アジアの諸国の経済発展の経験が示している。AFTA や APEC への参加についても、長期的な工業化政策の一環としての貿易・投資自由化措置と位置づけて考える必要がある。

AFTA の様な地域経済統合の結成は、地域内の貿易・投資自由化や法・制度の共通化を進めて域内取引のコストを低減することによって、対域内貿易を中心とした貿易機会の拡大と域内への FDI 流入量の増大を図ることを目的としている。AFTA への参加は、ヴェトナムにとって、輸出拡大と FDI 増大のチャンスであると同時に、域内国との競争に参加することを意味する。

AFTA 参加により基本的には次の様な影響が予想される。貿易に関しては、①域内関税の削減によって、域内国向け輸出が拡大する。②域内からの原材料・部品・資本財の輸入コストが低減する。③域内国からの輸入品との競争により国内生産の効率化が進む。また、FDI に関しては、④ AFTA 域内の外国投資への自由化措置によって、域外からの AFTA 域内への FDI 流入量は増加することが期待できる。さらに、域内貿易の自由化によって、域内各国への FDI 流入量は、⑤ AFTA 域内向け輸出を目的とする FDI の増加、⑥関税保護下の国内市場向け生産を目的とする FDI の減少、⑦域外向け輸出を目的とする FDI の減少などの間接的な影響を受ける。

これらの AFTA への参加によって受ける影響の大きさは、当該国の経済の初期条件や競争力によって異なる。市場システムが十分に機能しなかったり、資金・

技術・インフラなどにボトルネックが存在する環境の下にある国にとっては、貿易自由化の利益の実現は限られたものに終わる。ヴェトナム以外の域内諸国は、AFTA 参加以前に、自主的な貿易・投資自由化と高成長の経験を積んでおり、この意味でヴェトナムは出遅れた参加者であり、AFTA 参加の機会を生かして、その潜在的な利益を充分に実現させるために克服すべき課題を抱えている。

すなわち、ヴェトナムの初期条件は、①市場経済への移行期にあること、②経済発展の初期の段階にあること、③ AFTA 参加のためにより広範囲で大幅な調整（自由化措置）が必要であること、④ AFTA 域内への貿易依存度が高い（輸出の 20%、輸入の 30%）ことなどの点で、他の AFTA 参加国とは異なる。ヴェトナムは、AFTA の自由化措置の実施のモラトリアム期間に、これらの初期条件の遅れをできるだけ回復し、域内国との競争に参加することが求められている。

この目的のための最も重要な手段の一つに、他の ASEAN 諸国の急速な工業化の経験が示す様に、FDI の活用がある。FDI の導入は、技術・資金力・経営管理ノウハウなどの、国内では充分に提供されない資源を補い、良質の労働力などのヴェトナムの潜在的な比較優位を早期に実現し、国内経済の効率化を促進する役割を果たす可能性がある。ただし、FDI にその役割を充分に果たさせるためには、個別案件に対する選別的な優遇措置よりも、産業・交通・情報インフラの整備、投資関連の法制度・税制の整備、手続きの簡素化、マクロ経済安定化などの基本的な投資環境の整備が重要である。

APEC についても、原則的には AFTA の場合と同様な議論が可能であるが、APEC 参加によって期待される利益は、①人材育成などの域内経済協力および技術援助スキーム、②市場制度インフラ整備への支援、③米国を含むより多くの域内諸国からの最恵国待遇など、より広範なものである。また、現在のところ、APEC の参加条件は AFTA の条件よりも緩いものと考えられる。例えば、域内自由化の達成時期は 2020 年であり、モラトリアムもより広範囲に認められることになっている。これらを考慮すれば、APEC への参加も前向きに検討することが望まれる。

一般的に言えば、APEC や AFTA（さらには、WTO）への参加に関しては、参加することのメリットを最大限に利用すべきであろう。また、参加への積極的な姿勢を示すことによって、ヴェトナム経済の将来に対する国際的信用が高まる効果も期待できるであろう。参加の条件を満たすのは容易ではない様に見えるが、具体的な自由化措置の実施の時期・スピード・内容については調整の余地が有り得る。特に、経済発展の初期の段階にある諸国に対して要求されるのは、中長期的な貿易自由化へのコミットメントを示すことであり、具体的な自由化のタイムテーブルや適用除外（少なくとも一時的な猶予）については、多国間・二国間の交渉による調整が可能と思われる。

6. 農業・農村開発

我々は、人口の80%程度が生活している農村・農業開発が、ヴェトナムのこれからの経済発展にとって最重要課題であることを強調しておきたい。農業開発は、食料を国民に供給し、輸出を拡大するだけでなく、農民の所得を上昇させて、ヴェトナムの工業に市場を提供するものであることを、はっきり認識しておくべきである。そして、農業生産の多様化によって、米以外の需要が拡大している作物を作ると同時に、農民の年間を通じた労働日数を引き上げていくことが最も重要な戦略であるといえる。

6-1 1980年代および90年代前半における農業部門の発展

ヴェトナム農業は、それをとり巻く政治的、経済的状況の変化に伴い、種々の変遷を経ている。1975年の南北統一後、全国で農業集団化と大規模化を急速に押し進めた結果、食糧生産と一人当たり食糧供給は急減し、農業・食糧危機に直面するに至った。このため、党と政府は1981年に指令100号を発令し、戸別農家と合作社との間に生産請負制を導入した。この結果、農業生産は一時回復したものの、この制度自体の欠陥と、加えてマクロ経済の危機もあって、農業生産は減少に転じ、1987年には再び危機を迎えるに至った。

この危機に臨み、党と政府は、1988年の第10号決議に代表されるように、指令・計画経済体制から市場経済への移行と、農家の自主的生産、販売を基本とするドイ・モイ政策を発足させた。この政策の実施による作物の作付、販売の自由化、そして1993年における土地法の施行に伴う長期土地所有権の確立等により、農民への経済インセンティブが開放され、農業生産は増大した。1991-95年の5年間に農業部門は、国内農業総生産(1989年価格)ベースで、平均年率4.5%(林・水産業を除いた場合は年率5.6%)で成長した。これは同期間の計画目標の年率3.7-4.5%の上限を達成する成果である。また、食糧生産(もみ換算)は、1990年の21.5百万トンから1995年の27百万トンへ、一人当たり食糧供給は、325kgから365kgへと増大した。

このような成長を作物部門別に見ると、畜産、工芸作物(コーヒー、ゴム、茶)及び食用作物、とくに米の急速な生産増大が著しい。1991-1995年間の農業総生産増大への寄与率で見た場合、米は43.0%、畜産は26.7%、工芸作物は21.5%である。他方、このような生産の増大は、可処分所得の増加等によって引き起こされた肉類、卵、砂糖等農産物の国内消費の増大と、コーヒー、ゴム等の輸出の拡大に支えられている。

ベトナムにおいて農業部門は、GDPの約4分の1をしめる産業であるばかりでなく、国民の80%が農村地域に在住し、その大部分が農業に所得、雇用、そして生活を依存している。90年代前半における農業生産の増大は、食料の安定的供給を確立するとともに、農村住民の所得と生活の改善、さらに農産物輸出による年間19億ドルを超える外貨収入（総輸出収入の47%）をもたらし、国民経済・社会の安定と発展に寄与した。

同時に、ベトナム農業の発展は、単に市場経済への移行の側面と同時に、人口稠密で土地資源が不足しているタイプの発展途上国での農業開発という側面を持っている。従って、ドイ・モイ政策の実施による農民への経済インセンティブの賦与だけでは持続的な発展を達成するのが難しいのではないかと、この懸念がある。市場経済への移行と併存して、農業開発のために積極的な戦略を実施していかなないと、農業発展が停滞してしまう危険性が大きいことに注意しなければならない。農業発展が停滞してしまうと、第1に食糧価格が上昇してしまい都市部での賃金水準も上げざるをえなくなり、工業成長にブレーキがかかってしまう。第2に農民の所得向上もおこなわれず国内購買力が増加しないために工業部門の成長がうまくいかないといった形で、国内経済全体の成長に悪い影響がでることをはっきりと認識しておく必要がある。

本章では、まず、米を中心とした農業生産の90年代前半における飛躍的な増大を支えた要因を明らかにするとともに、今後の持続的発展のための条件について考察する。また、ドイ・モイ政策の実施に伴って農村金融制度の改革がなされたが、今後の農業発展のためには、公的資金の投入と並んで、農民の組織化を通じての資金の動員と貸し付けの増大が重要である。さらに、旧来の合作社が機能を失ったなかで、市場経済の進展に伴い、新しいタイプの合作社などが必要とされているが、このための考え方を示唆する。

6-2 米を中心とした農業生産増大の要因分析と今後の展望

(1) 1990-1995年における生産増大への寄与要因

1990-95年の期間に米（もみ）生産は、19.2百万トンから24百万トンへと増大した。年率にして4.6%の高い伸びである。こうした生産増に寄与した要因として、次のようなものがあげられる。

- 1) 作付面積の増大、とくに収量の低いモンスーン作が減り、収量の高い春期作、秋期作が増大した。この5年間に春期作面積は15%、秋期作面積は6%増えたのに対し、モンスーン作は4%減少した。

2) 高収量品種が導入され、その作付けが増えた。北部ではいわゆるハイブリッド種（一代雑種）であり、南部ではIRRI（国際稲作研究所）系の品種である。ハイブリッド種は食味が悪いが、収量が著しく高く、反当収量も高いので、その作付面積は、92年の11,000 haから95年の50,000haへと急速に増えている。

3) これに伴い、肥料の増投、より集約的な病虫害防除が一般化した。尿素肥料で見ればこの5年間に使用量が約5割増大し、ヘクタール当り肥料要素投入量は135.6kg（1993）と、韓国、日本、中国に次いで高くなっている。

他方、水田面積はほとんど増えていないところから、上記の生産増は、大部分が集約化によって達成された。いふなれば、1990年代前半の米の生産増は、上のような各種要因が総合的に働いてもたらした成果であるといえよう。とくに、高収量品種を中心とする春期作、秋期作は、乾季稲作であるところから、何らかの形での灌漑と、肥料の増投、病虫害防除を必要とする。これには、80年代からの灌漑・排水施設への投資が、大きな貢献をしたと考えられる。

今後の米の生産増の可能性については、先ず、市場経済化に伴う制度改革による経済的なインセンティブ賦与だけによる農業成長が大きな限界をむかえているのではないかとみられる。現に、紅河デルタでは稲作面積当たり（もみ）生産量が、現在の技術水準では可能な最高の水準に達しており、ここ数年4.0-4.8トン/haの範囲で変動し、上昇傾向を示していない。また、メコンデルタでは、紅河デルタに比べて収量は比較的低いのが、これは、主として降雨などの条件に規定される土地利用率に起因するもので、作付面積当たり収量は、3.8トン/ha程度に達しており、これ以上の増加は難しいと見られるからである。

従ってこれからの米生産の増大は、ドイ・モイ政策によって誘発された経済的インセンティブをさらに継続、強化し、一層の集約化が可能な条件を作っていくことができるかどうかにかかっている。同時に、集約化を可能にする技術を開発し、普及していくことも行っていかなくてはならない。これと関連して、1990年代前半の米増大を支えた諸要因が総合的に働いたのは、農業投資、とくに灌漑・排水施設への投資が基礎となったことに注目するべきである。

ヴェトナムでは灌漑・排水施設などの農業インフラの設備の費用の大部分は国によって賄われている。これら農業投資の絶対額は増加傾向にあるものの、総投資額に占める比率は、1990年の20%程度から1993-95年には10%程度に低下したといわれる。この結果、既存の灌漑・排水施設は老朽化し、能力は低下している。とくに集約化が高い段階にまで進んでいる現状から、投入、投資単位当た

りの限界収量の増加率は今後一層低下すると考えられるところから、以前にも増した投資が必要とされよう。

また、研究開発についても、ハイブリッド種子の国内生産（現在は全量輸入している）、高収量品種の品質の改良はじめ、革新的技術を開発し、普及していかなくてはならない。しかしながら、研究開発の予算は極めて少なく、研究活動だけでなく、研究者の士気にも影響している。しかも、農業農村開発省傘下には、現在35の分野別研究所があり、長期的視野に立った研究開発、畜産、園芸、加工など新しく台頭しつつある分野の研究などへ、限られた資源を重点的に配分するのが難しい状況にある。そこで研究機関の整備・統合を含むマスター・プランを作成し、財政資金を投入する受け皿を準備する必要がある。

(2) 農業の多角化について

農業の多角化は、集約化とともに、ヴィエトナム農業発展の戦略的方向である。多角化は農家レベルで、従来の生産体系（farmingsystems）に新しい作物、作目を加え、農家のもつ土地、労力、資本などをより効率的に利用していく方向と、地域別に生産特化した地域を形成し、国全体として生産を多角化していく方向がある。地域的に差異はあるものの、両者は多くの場合、同時に進んでいくことが多い。

近年の農作物の消費構造の、緩やかではあるが、いわゆる多様化、高級化への変化に支えられて、畜産、野菜、果樹、工芸作物、花、養魚等を生産体系に導入する動きが進んでいる。例えば紅河デルタでは、従来の米二期作に加えて、冬野菜、花、養魚等を加える動きが広がっている。また、コーヒー、ゴム等は、輸出が好調で、中央高原、南部の北東地域で、これら工芸作物の特化地域が形成されている。

しかしながら、流通・運輸インフラの不備や市場情報の不備等多角化を阻む要因も多い。従って、インフラの整備のための投資と、市場情報の提供を含む新しい作物や生産物加工についての研究開発の推進、そして多様な作物の生産を可能にするための土地条件の改良が、多角化を進める鍵である。

さらに多角化を進めるにあたって、米と他の作物、作目間の相対価格の問題がある。米（もみ）価格は、1994年後半から漸次上昇し、現在キロ当たり約2,000ドンの水準にある。しかし、米生産のha当たりの粗収益はおおよそ1.5百万ドンであるのに対し、果樹は3~4百万ドン、養魚は4~5百万ドンであり、このことが多角化によって水田を米以外の作物に転換する要因となり、また米生産自体の一層の集約化を阻む原因となっている。

(3) 農業発展のための政策的枠組み

　　ヴェトナム農業開発の政策的枠組みを考える参考として、世界銀行報告「東アジアの奇跡 (The East Asian Miracle)」(ボックス6-1参照)が、健全な農業発展とそれをもたらした農業政策とを東アジアの奇跡の実現過程の重要な一環として位置づけている点に注目したい。これによれば、(i) 途上国では輸入代替工業化等に必要な財政資金の確保のために、農業に対して種々の形態での税を課すという農業搾取型政策が実施されることが多いが、東アジア諸国では、このような課税の程度が相対的に低い。(ii) 財政から農業への支出については、東アジアの途上国では、この支出が、市場が提供しえないインフラや研究開発投資に重点的にまわされることで、農業成長のための基盤が強化されている、とされている。

(ボックス6-1) 東南アジア諸国の農業政策

　　経済全体に占める農業のシェアは、典型的には経済発展に伴い低下する。特に大きな農業部門を有したインドネシア、日本、韓国、マレーシア、タイ、台湾等東アジア高度成長経済では、この低下が他の途上国に比べ極めて顕著であったが、その低下は農業がそのダイナミズムを欠いたためではない。途上国全体を見わたすと、農業の生産と生産性が最も伸びた国において、生産と雇用における農業のシェアの低下が著しい。1965～88年において、東アジアの農業生産と生産性の向上は、他の地域に比べ高かった。これらの国におけるこのような農業の成功には多くの要素が貢献している。農地改革、農業技術普及サービス、適度に良好なインフラ、地方への大規模な投資など、全てがこれを支援した。

　　東アジア諸国の政府は、「緑の革命」による技術の浸透を促進するための農業研究や技術普及サービスを積極的に支援してきた。これらの政府の灌漑やその他地方のインフラへの膨大な投資は、高収獲作物や新作物の導入、また耕作のための肥料や施設などの製品投入財の利用を加速した。50年代の台湾では、農業成長の約半分が生産性の向上によるものであったが、これは政府のプログラムの結果によるところが大きい。

　　東アジア諸国では他の低・中所得国に比べ公共投資のうち、より大きな割合が農村に割り当てられている。ここで特に重要なのは道路、橋、運輸、電気、水道、衛生などのインフラ整備であった。インドネシア、韓国、タイでは、他の途上国に比べ、衛生・水道施設に係わる農村と都市への公共投資がよりバランスしておこなわれていたことを示している。さらに、これらの国では平均して農村部に対する電力供給をより効果的に行っていると言える。韓国、台湾では80年代初頭から地方で電力が一般的に利用可能となっており、マレーシア、タイも地方電化において大きな進歩を見せた。

　　同様に重要なのは、東アジアで顕著な農業に対する直接・間接の課税水準の低さである。過去30年間、工業成長の促進を熱心に推進している東アジア以外の地域の多くの政府が、税金、食糧品価格の統制、公共投資の工業部門優先などの措置を通じて、農業部門の余剰を工業部門に移

転してきた。さらに、それほど公然とではないものの、これらの諸国の政府は通貨の過大評価や農業投入財や地方の家計が購入する物品を製造する国内工業の保護を通じて、製造業を優先し農業に打撃を与えた。製品輸入の制限によりもたらされた為替レートの過大評価は農業輸出による収入を低下させた。工業保護法は農業への隠れた課税となり、工業補助のために農業投入財の価格を引き上げることになった。東アジア諸国では、その他の途上国と比較してみても、農業への課税がより低かったことを示している。直接介入は輸入税と価格統制を含み、間接介入は産業保護政策や実質為替レートの過大評価を含むものである。韓国とマレーシアでは、共に農業部門に対する課税は非常に低いものとなっており、特に韓国では、農業部門はプラスの保護を受けていた。タイの農業部門への課税は60、70年代には南アジアと同水準であったが、80年代に入ると低下している。

世界銀行報告「東アジアの奇跡」より引用

　　ヴィエトナムにおいて農・非農間交易条件は、ドイ・モイ政策の展開のなかで、傾向としてとくに農業にとって不利化ないし有利化という動きは示していなかった。近年農業税の軽減（1993年）、同税歳入の一部の農業目的への還元（1996年から）等の措置がとられ、農民のインセンティブを刺激してきているが、支出面で先に述べた農業投資の相対的低下にみられるように、問題が残っている。すなわち、インフラを中心とした農業投資の拡大、生産基盤の整備と研究・普及の強化が、生産の一層の集約化と多角化を可能にする鍵であり、こうした面への支出が図られなければならない。さらに、中・長期的には、需要の変化に見合った食糧の安定的供給を確保する見地から、農業への支出を広く財政支出全体の見地から検討することが必要となろう。

　　このような財政支出と投資が確保されるならば、次期5カ年計画の2000年における目標である食糧生産（もみ換算）30百万トンに達成可能であると考えられる。この結果、1人当たり食糧供給は2000年には360-370kgに増大しよう。これら目標数値に対し1995年の実績値は、もみ換算食糧27百万トン、うち米24百万トン、1人当たり350kgであり、目標達成に好都合な出発点となっている。なお、計画期間中経済全体で年平均9-10%の成長、このうち農業部門（林、水産業を含む）は、年率4.5-5.0%で発展することを目指している。この達成には、畜産、輸出工業作物、園芸作物などの新興部門が平均成長率を上回る速度で成長しなければならない。これら農産物の対する一人当たり需要は、2000年には1995年の1.5倍をこえると見通されており、人口増を考慮しつつ、国内生産がこれにこえるためには、年率10%程度で増加する必要がある。また輸出工業作物については、生産物ベースでゴム約9%、コーヒー約5%の年率で増加する計画が立てられている。従って上の計画目標が達成されるかどうかは、農業の多角化の進捗と国際競争力の強化による輸出の増大とにかかっているといえよう。

本報告では、米を中心とする食用作物について生産増大の可能性を分析したが、その他の部門について、今後生産振興策を含め、検討を進める必要がある。

米の価格安定については、現在価格安定基金 (Price Stabilization Fund) を通じ、米の流通・輸出に関わる国営企業に、米の買入運転資金の利子補給を行うことによって価格の季節的変動の緩和が図られている。しかし、その効果は、あまり明確に示されていない。1994年で約6,000億ドンといわれる同資金をより有効に、あるいは米に集中的に使うことによって(例えば、公的機関による一定限度の米の買入れ、保管、売渡しによって)、国内価格の一層の安定化が図れないか、他の東南アジア諸国の経験(ボックス6-2)を参考に、検討することも考えられよう。

(ボックス6-2) 東南アジア諸国の米の国内価格安定策の例

インドネシア: インドネシアは1980年代前半に米の自給を達成し、以来、年によって若干量の輸入、輸出が行われているものの、ほぼ自給を保っている。政府は、米価格の安定、国内生産の増大へのインセンティブの付与等のため、市場への介入を行っている。このための機関として、国立調達庁 (National Logistics Agency, BULOG) が1967年に設立されている。

BULOGは、米の一元的輸入、輸出を行うとともに、国内産米の買入れ、放出及び軍隊、公務員等特定グループ (Budget Group) への配給等を通じ市場に介入している。価格の安定は、予め設定した生産者への最低(買入れ)価格と消費者への最高(売渡し)価格の幅の中に収まるよう運営されており、年によって変動があるが、国内生産量の10%以下の量の買入れと、必要に応じて行われる輸入によって、おおむね目的を達成してきた。

90年代に入り、国内産の不作が頻発するなかで、特定グループへの配給のためのコストが増大するなど、BULOGの運営には困難さが増しているといわれる。

タイ: タイは伝統的に米の輸出国であり、その生産量の約3分の1を輸出しているところから、国内価格は輸出価格の影響を受けることが大きい。従って国内価格の安定は、国際価格の変動から消費者を守るとともに、米生産農家への所得を確保することを目的としている。

1985年に、輸出プレミアム (export premium) が廃止された後、1986年にタイ農業・農協銀行 (BAAC) による米抵当融資制度 (Paddy Pledging Scheme) が導入された。これは、BAACが米生産農家に対し、市場価格の80%に相当するまでの額を短期低利融資をすることによって、国内価格の安定と農家の売渡価格の改善を図ろうとする制度である。これ以後、類似したいくつかの制度が実施されている。

さらに1987年に政府は、「米政策、施策に関する委員会」 (Rice Policy and Measure Committee) を設置し、米政策、施策の総合的実施と運営を図ることとしている。

このように1985年以降それ以前の輸出市場への介入から、自由な取引へと政策の転換がなされ、価格機能を生産から貿易までの各レベルへできるだけ反映しつつ、消費者と生産者を過度の価格の変動から守るといった基本的な政策がとられている。

農家所得の向上を図るため、農業の多角化と集約化は有効な手段であるとともに、農地拡大と戸別経営規模の拡大の余地が極めて限られた条件にあるヴェトナム農業にとっての戦略的方向でもあることは、すでに述べたところである。しかしながら、小規模経営が圧倒的に多く、労働力が豊富、過剰なヴェトナム農業にとっては、農外雇用機会の増大を通じて所得をうる必要があるとされよう。この場合、先ず農村内に、労働集約的な農産加工、農業関連の産業をつくっていき、次いで農村近隣地域に他の雇用機会の創設するのが有効と考えられる。農村における雇用機会と関連して、1994年に行われた農業・農村調査による農村部の「非農業世帯」(non-agricultural households)の割合をみると、製造業、サービス業等雇用機会の増大した地域で著しく高く、ホーチミン市のある南部の東北地域で全農村世帯の49%、メコン・デルタで28%に達している。しかしながら、農村雇用、農村産業について本共同研究は不十分であり、今後の調査研究が期待される。

6-3 農村金融の再構築

ドイ・モイ政策の実施に伴い、農村金融についても、個別農家の自主的な意志決定による生産と市場経済化に見合った機能を果たすよう再構築(restructuring)された。多部門(multi-component)経済体制の原則に沿い、金融システムは多様化され、また個別農家に重点が置かれるようになった。先ず、国立銀行の一部門であったヴェトナム農業銀行(Vietnam Bank for Agriculture)は1990年に国立商業銀行になり、その積極的かつ効率的な経営もあって、事業を急速に拡大した。旧信用合作社の多くは解散し、1994年末現在わずか69組合を残すのみとなったが、他方、政府は、1993年に相互扶助、民主的運営等、協同組合の原則に則った人民信用基金(People's Credit Funds)を実験的試みとして設立した。同基金は1995年12月末現在、全国565のコミュニティに拡がっている。さらに、特定の目的をもったいくつかの融資プログラムが発足した。これらプログラムには、他の金融機関よりも低利での貸付が認められている。1996年から事業を始めたヴェトナム貧困層銀行(Vietnam Bank for the Poor)は、この代表例である。

この結果、ヴェトナムの農村金融システムは、大別して、ヴェトナム農業銀行、人民信用基金、特別融資プログラムの三つの組織に再編成され、これらが互いに補完しつつ、各々の分野に専門化して、農家、農民に資金を提供している。現在のところ、融資の大部分は短期資金で、例えばヴェトナム農業銀行では、貸付残高の79%(1995年8月末現在)に達している。他方、中・長期資金は、抵当となる資産が小さいことに加えて、土地利用権証書(certificates of land tenure)の発給の遅れ、さらに月利1.75%(年利21%)に及ぶ高い利率もあって、ほとんど提供されていない。また、農村からの資金の動員、循環も進んでいない。

金融の側面からみた農民組織成功の基準には、事業ないし組織の自立性 (viability) あるいは継続性 (sustainability) と、一定の政策目的に対する貢献度というふたつがある。ヴェトナムの場合、金融が農業生産の向上、多角化、貧困の軽減、農村工業の振興等の施策目的の手段として位置づけられており、金融組織を育てるという視点が弱いように感じられる。これはヴェトナム農村のおかれている状況からみればやむを得ない側面があるが、しかし金融組織の自立性・継続性には最大の注意を払わなければならない。貯蓄の動員、資金回収、利用者には便利なシステムが追求されなければならない。

効果的な金融組織を農村に打ち立てようとする場合、農民組織をどう利用するかがポイントとなる。取引費用の節減とリスクの処理は農民組織の利用なしには考えられないといえよう。ただし、どのような農民金融組織が適切かが問題である。アジアの農民金融組織の成功例としては、二つの類型が挙げられる。それは、i) 東アジア型ともいべき、地域の共同性と農村自治の伝統を前提とした組織率の高い組織 (例：戦前日本の信用組合) と、ii) 東南アジア型ともいべき開放的ないし競争的な風土を基盤としている農業金融利用組織 (例：タイの農業・農協銀行 (BAAC) の組織する農民グループ) である。

長期的な視点で見れば、ヴェトナムではこの二つの類型が、それぞれの社会的、経済的条件に応じて併存していくことになるのではないかと考えられる。例えば、村落内に信用仲介を行う農民組織を作る場合、北部ヴェトナムのデルタ流域では、合作社がその機能を持つことが可能であり、合理的であろう。南部ヴェトナムでは、合作社はほぼ完全に解体し、これに代わるべき社会組織の組織率が極めて低いことに鑑み、村落内に現存する社会集団を金融仲介組織として再編成することがよいと考えられる。

6-4 農民組織—とくに農業合作社について

(1) 農民組織 (農業合作社) の変容と現状

ドイ・モイ政策の開始以前、北部においては農業合作社が農業生産の主要な単位であった。農業合作社の下で灌漑、排水施設の建設、土地基盤整備など農業インフラの整備が進められた。しかし、農業生産の集団化は、農民の生産意欲を減退させ、農業生産の停滞をもたらした。また、南ヴェトナムの解放後、南部でも農業の集団化が進められ、北部の初級合作社に相当する農業生産集団が数多く成立した。

しかしながら、ドイ・モイ政策による農業改革によって、農業合作社や農業生産集団は、農業生産における従来の役割を失い、その活動と組織を維持することが困難となった。事実、新しい環境に適応し、期待されるサービス機関としての農協に転換できている農業合作社の比率は低い。1992 年末における調査では、効果的な活動を行っている農業合作社は全体 (16,341) の 17.5% にすぎず、40.8% が実質的に活動を停止している。中・南部にある農業生産集団の状況はさらに悪く、ほとんどが解体し、残っている集団 (6,472) のなかでも効果的な活動を行っている集団は僅か 0.6% にすぎない。一方、このなかで実質的に活動を停止した農業生産集団の比率は 90.5% に達している。

現在存続している農業合作社の活動は灌漑事業が中心である。新しい経済環境にうまく適応している農業合作社ほど様々な経済活動を行っており、灌漑事業に加えて家畜疾病の防除、作物の病虫害防除、耕地の耕起および整地、肥料供給、農産物販売、信用供与など多様な活動を行っている。灌漑事業をやっているという農業合作社が多い理由は、特に北部、中部では灌漑事業は個々の農民では対応できないこと、また灌漑施設は農民に分配することができないため合作社が維持管理せざるを得ないこと、等であると考えられる。しかし、農業合作社の経営・活動が著しく悪いところでは灌漑事業の主体を村 (社) の人民委員会へ移管するところもでてきている。

(2) 市場経済下のヴェトナムにおける農民組織の重要性

ドイ・モイ政策の中で農業生産の主体を合作社から農家世帯としたことは、農業生産を増大するためには効果的であった。しかし、灌漑、土地整備、病虫害の集団的防除など旧来の合作社が担っていた機能が農業合作社の弱体化とともに失われつつあり、今後も安定した農業生産を持続するうえで障害となる可能性もある。

また、農業生産資財の共同購入や農産物の共同販売などを農民が組織することによって、規模の経済を発揮し、市場経済の中で民間部門に対抗するとともに、有利な立場を獲得することができよう。さらに、農業機械化、農産物販売ルートの開拓、農産物の貯蔵や加工施設の建設・運営など、個々の農家では実現が困難な事業を農業合作社が行うことが期待される。それによって、農業合作社は農業生産の増大や流通の近代化、農業所得の増大、農村雇用の拡大などに資するであろう。

農村における市場経済の浸透とともに、地域間や農村内部の経済格差が大きな問題となりつつある。地域経済プロモーターとなることによって、また地域社会の弱者を援助することによって、地域社会に根ざした農民組織は、均衡のとれた

経済発展の実現に寄与することが期待される。相互扶助、弱者援助の伝統を持つ、地域社会を基盤とする農業合作社 (community based cooperative) には、ややもすれば発展から取り残されてしまう貧困層を経済発展の担い手・享受者とする役割も期待される。

今回タイビン省、ダクラク省、カントー省から各々一集落を対象に行った農村調査の結果によれば、「農業合作社は絶対に必要である」と答えた農家の比率は全体の 51%であった。零細農民へ肥料の信用販売をするなど積極的な活動を行っているダクラク省の集落では、その比率は9割以上に達している。しかし、タイビン省にあり農業合作社の活動が停滞している集落では、「灌漑事業を除けば今の農業合作社は特に必要はない」という農家が多かった。農民のニーズに合う活動を行う農民組織が必要とされていることを示している。

(3) 農業合作社の再建に向けて

ヴィエトナム政府は、農民組織の重要性を認識しており、農民組織の建て直しのための対応策を採りつつある。このため、農業合作社を始めとする合作社組織の再建のための法制整備 (96年3月に協同組合法公布、農業合作社の規範定款づくりが現在進行中)、農民の小グループ活動に対するヴィエトナム農業銀行 (VBA) の融資、農民会 (Peasant Union) や婦人会 (Women's Association) 等を通した各種プログラム、前述した人民信用基金 (People's Credit Funds) の設立支援などが含まれる。

農民組織、特に農業合作社に対する本共同研究における調査は必ずしも十分ではなく、一層徹底した調査研究がなされることが期待される。従って、将来に向けた具体的な提言を行うことは今後の課題であるが、当面次のような所見を示したい。

- 1) ヴィエトナム政府が農民組織の重要性を認識し、そのための法制整備を進めていることは高く評価できる。
- 2) 実行力があり地域社会に根ざした農民組織が形成されるためには、農民のイニシアティブと主体的な参加が基本である。また農民組織の形態や活動内容はそれぞれの地域社会の構造や経済の発展程度により多様性を持つことが予想される。農業合作社の活動内容も自主的な判断に委ねられることが望ましい。
- 3) 農業合作社を再建するためには、現在抱えている大きな負債の問題を解決することが必要である。戦後、日本の新生農協も発足直後は経営危機に陥った経験があり、その再建過程はヴィエトナムの農業合作社の再建にとっても参考になりえよう。

JICA